

平成26年定例会
予算決算常任委員会・環境生活農林水産分科会 説明資料

(議案補充説明)

1. 平成26年度当初予算関係議案について	1
〔議案第3号「平成26年度三重県一般会計予算」 議案第8号「平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算」 議案第9号「平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算」 議案第10号「平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算」 議案第11号「平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算」〕	
2. 平成25年度補正予算関係議案について	39
〔議案第103号「平成25年度三重県一般会計補正予算(第8号)」 議案第107号「平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)」 議案第108号「平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」 議案第109号「平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)」 議案第110号「平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)」〕	
3. 条例改正について	44
〔議案第43号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」 47 議案第45号「三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案」 48 議案第53号「三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案」 49 議案第70号「三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案」 50 議案第71号「三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案」 56〕	
4. 議案第94号「農林水産関係建設事業に対する市町の負担について」	58
5. 議案第100号「損害賠償の額の決定及び和解について」	68
6. 議案第120号「農林水産関係建設事業に対する市町の負担について」	70

(所管事項説明)

1. 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について	別添
---	----

平成26年3月
農林水産部

1 平成26年度当初予算関係議案について

<平成26年度当初予算のポイント>

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

県内の農林水産業は、担い手の不足や野生鳥獣による被害、生産物価格の低迷、グローバル化の影響など、依然として厳しい状況に置かれており、農林水産物の安定供給への支障や農林水産業の活力低下が危惧されています。

一方、急速な少子高齢化やライフスタイル等の変化に加え、食の安全・安心に対する強い関心などを背景に、消費者や食品事業者等のニーズが多様化しています。

こうした情勢に的確に対応するためには、これまでの「作る、獲る農林水産業」から「売れる農林水産業」へ、さらには「もうかる農林水産業」の実現をめざすことが重要です。

また、担い手への農地集積や農林水産物等の輸出促進、経営所得安定対策の見直しなど国の新たな政策が展開されることに加え、TPP協定交渉などグローバル化の進展により農林水産業への影響が懸念されることから、県内の実情や特性を踏まえて適切に対応していくことが求められています。

さらには、集中豪雨が多発するなど自然災害への脅威が高まっていることから、紀伊半島大水害の経験も踏まえ、県民の皆さんの不安を払拭するための取組を進める必要もあります。

こうした認識のもと、「みえ県民カビジョン・行動計画」の3年目として、目標達成に向けて着実に取り組めます。

(1) 「もうかる農林水産業」の実現に向けて

「もうかる農林水産業」の実現をめざして、生産体制・生産基盤の整備、担い手の育成・確保や新商品の開発・販路開拓への支援などに取り組めます。

生産体制・生産基盤の整備については、農業では水田農業の経営基盤の強化や園芸特産物の生産振興対策、畜産業の成長産業化、獣害対策の強化などに取り組むほか、林業では森林整備や木質バイオマスのエネルギー利用の促進などに、水産業では海女漁業の振興や養殖水産物の安定的な生産体制の構築などによる成長産業化に取り組めます。

担い手の育成・確保については、農林水産業を担う若者等の就業促進に取り組むほか、新たに設置する農地中間管理機構を活用した農地集積などを進めます。

新商品の開発・販路開拓への支援については、産学官連携による「みえフードイノベーション・ネットワーク」等を活用して県内農林水産業を牽引していく売れる新商品の開発を総合的に進めるほか、県産品の輸出支援体制の構築等により国内外における販路開拓を強化するなど、「もうかる農林水産業」への展開を加速していきます。

(2) 米穀の産地偽装・食材の不適切表示の再発防止に向けて

米穀の産地偽装等の再発防止とともに、食の安全・安心の一層の確保と消費者の食に対する信頼回復を図るため、市町や関係機関等とも連携し、監視指導体制等の充実強化、事業者の法令遵守意識の向上などに取り組めます。

(3) 「みえ森と緑の県民税」を活用した森林づくり

平成26年度から新たに「みえ森と緑の県民税」を活用して、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を市町や関係機関等と連携して進めます。

(4) 農山漁村における防災・減災機能の強化

平成25年台風18号等により被災した農地・農業用施設、山林や治山・林道等の復旧整備を進めるとともに、ため池、漁港海岸堤防など農林水産施設の耐震化や計画的な維持改修、災害に強い森林づくりに取り組むことにより、農山漁村における防災・減災機能の強化を図ります。

2 主な重点項目

(1) 「もうかる農林水産業」の実現に向けて

【主な事業】

《生産体制・生産基盤の整備》

三重の水田農業構造改革総合対策事業	予算額	794,934千円
園芸特産物生産振興対策事業	予算額	907,230千円
(新) 三重の畜産成長産業化促進事業	予算額	16,629千円
獣害につよい地域づくり推進事業【緊急課題解決9】	予算額	657,121千円
(新) 多面的機能支払事業【豊かさ協創5】	予算額	391,500千円
森林整備加速化・林業再生基金事業	予算額	1,193,795千円
木質バイオマスエネルギー利用促進事業	予算額	8,471千円
(新) 海女漁業資源増大対策事業	予算額	14,595千円
(新) みえの養殖水産物計画生産体制構築事業	予算額	7,021千円

《担い手の育成・確保》

新規就農者総合支援事業	予算額	327,070千円
林業担い手育成確保対策事業	予算額	5,218千円
(新) 新規漁業就業者定着支援事業	予算額	8,594千円
農福連携・障がい者雇用推進事業【緊急課題解決6】	予算額	4,250千円
(新) 農地中間管理機構事業	予算額	246,109千円
森林経営計画作成推進事業	予算額	19,776千円

《新商品の開発・販路の開拓》

(新) みえフードイノベーション総合推進事業【緊急課題解決7】	予算額	234,536千円
(新) 農林水産物・食品輸出イノベーション事業【緊急課題解決7】	予算額	7,599千円
(新) 海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業	予算額	17,905千円
(新) 魅力あるみえの水産物輸出戦略構築事業	予算額	4,022千円
三重県産品営業拡大支援事業【緊急課題解決7】	予算額	4,345千円
「もっと県産材を使おう」推進事業【緊急課題解決7(一部)】	予算額	11,086千円

(2) 米穀の産地偽装・食材の不適切表示の再発防止に向けて

【主な事業】

(一部新) 食の安全・安心確保推進事業	予算額	8,133千円
---------------------	-----	---------

(3) 「みえ森と緑の県民税」を活用した森林づくり

【主な事業】

(新) 災害に強い森林づくり推進事業	予算額	446,511千円
(新) 森を育む人づくりサポート体制整備事業	予算額	10,812千円
(新) みえ森と緑の県民税市町交付金事業	予算額	268,600千円
(新) みえ森と緑の県民税制度運営事業	予算額	58,142千円

(4) 農山漁村における防災・減災機能の強化

【主な事業】

《迅速な災害復旧対策》

団体営災害耕地復旧事業	予算額	434,850千円
治山施設災害復旧事業	予算額	31,500千円
林道施設災害復旧事業	予算額	102,000千円

《防災・減災対策》

県営ため池等整備事業	予算額	162,200千円
(H25年度2月補正含みベース)		273,610千円)
基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業	予算額	972,963千円
(H25年度2月補正含みベース)	1,	054,338千円)
海岸保全施設整備事業【緊急課題解決1】	予算額	78,750千円
地すべり対策事業	予算額	63,000千円
(H25年度2月補正含みベース)		136,000千円)
(新) 災害に強い森林づくり推進事業	予算額	446,511千円
治山事業	予算額	2,109,491千円
(H25年度2月補正含みベース)	2,	335,491千円)
森林環境創造事業	予算額	155,416千円
(H25年度2月補正含みベース)		161,416千円)
県営漁港施設機能強化事業【緊急課題解決1】	予算額	419,000千円
(H25年度2月補正含みベース)		482,000千円)
県営漁港海岸保全事業【緊急課題解決1】	予算額	435,950千円
漁港海岸防災・減災対策プログラム事業【緊急課題解決1】	予算額	10,500千円

《施設の計画的な維持改修》

基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	予算額	425,783千円
(H25年度2月補正含みベース)		509,783千円)
県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	予算額	15,546千円
治山事業	予算額	2,109,491千円の一部
(H25年度2月補正含みベース)	2,	335,491千円の一部)
林道事業	予算額	656,711千円の一部
(H25年度2月補正含みベース)		833,877千円の一部)
県営水産物供給基盤機能保全事業	予算額	21,000千円
(H25年度2月補正含みベース)		105,000千円)
漁村基盤緊急修繕事業	予算額	20,612千円

3 事業の見直し

効率的な事務執行の観点から、すべての事業の見直しを行い、廃止、リフォーム、休止合わせて33本、12億6,370万円の削減を行いました。

	事業本数	事業費
廃止	28本	△1,202,478 千円
リフォーム	4本	△51,898 千円
休止	1本	△9,324 千円
合計	33本	△1,263,700 千円

平成26年度 当初予算総括表（農林水産部）

○ 款別総括表

（単位：千円）

区 分	(A)平成25年度 当初予算額	(B)平成26年度 当初予算額	前年度比較 増減(B)-(A)	(B)／(A)
一般会計	(47,258,939)	(37,918,985)	(△9,339,954)	(80.2%)
	41,613,554	35,138,934	△ 6,474,620	84.4%
農林水産業費	(45,317,057)	(37,206,845)	(△8,110,212)	(82.1%)
	39,671,672	34,426,794	△ 5,244,878	86.8%
災害復旧費	1,941,882	712,140	△ 1,229,742	36.7%
特別会計	1,602,205	1,670,736	68,531	104.3%
就農施設等資金貸付事業等	283,011	235,410	△ 47,601	83.2%
地方卸売市場事業	174,975	217,789	42,814	124.5%
林業改善資金貸付事業	811,481	852,487	41,006	105.1%
沿岸漁業改善資金貸付事業	332,738	365,050	32,312	109.7%
合 計	(48,861,144)	(39,589,721)	(△9,271,423)	(81.0%)
	43,215,759	36,809,670	△ 6,406,089	85.2%

※上段()は2月補正含みベース

○事業別総括表

区 分	(A)平成25年度 当初予算額	(B)平成26年度 当初予算額	前年度比較 増減(B)-(A)	(B)／(A)
一般会計	(47,258,939)	(37,918,985)	(△9,339,954)	(80.2%)
	41,613,554	35,138,934	△ 6,474,620	84.4%
公共事業	(29,046,385)	(19,510,066)	(△9,536,319)	(67.2%) ※2
	23,402,655	16,956,473	△ 6,446,182	72.5% ※3
国補公共事業	(16,911,976)	(14,109,702)	(△2,802,274)	(83.4%)
	11,415,246	11,556,109	140,863	101.2%
直轄事業	7,412,374	2,060,064	△ 5,352,310	27.8% ※4
県単公共事業	2,272,091	2,091,901	△ 180,190	92.1%
受託公共事業	(508,062)	(28,197)	(28,197)	(105.5%)
	361,062	536,259	175,197	148.5%
災害復旧事業	1,941,882	712,140	△ 1,229,742	36.7%
非公共事業	(18,212,554)	(18,408,919)	(196,365)	(101.1%)
	18,210,899	18,182,461	△ 28,438	99.8%

※1 上段()は2月補正含みベース

※2 直轄事業における市町負担金繰上償還分を除いたベースでは、80.5%

※3 直轄事業における市町負担金繰上償還分を除いたベースでは、91.3%

※4 市町負担金繰上償還分(4,823,721千円)を除いたベースでは、79.6%

「もうかる農林水産業」の実現に向けて

農林水産総務課	059-224-2476	農業基盤整備課	059-224-2556
フードイノベーション課	059-224-2391	獣害対策課	059-224-2017
担い手育成課	059-224-2354	森林・林業経営課	059-224-2564
農産園芸課	059-224-2547	水産資源課	059-224-2522
畜産課	059-224-2541	水産経営課	059-224-2582

「もうかる農林水産業」の実現をめざして、生産体制・生産基盤の整備、担い手の育成・確保や新商品の開発・販路開拓への支援などに取り組みます。

もうかる農林水産業
の実現に向けて



担い手の育成・確保

新たな担い手の確保

●就農給付金制度の活用や技術習得等への支援などにより、農林水産業を担う若者等の新規就業や地域への定着を促進する。

〔新規就農者総合支援事業(327,070千円)〕

〔林業担い手育成確保対策事業(5,218千円)〕

〔(新)新規漁業就業者定着支援事業(8,594千円)〕

農福連携・障がい者雇用推進事業(4,250千円)

●福祉事業所の農業参入や障がい者の農業就労を促進する。

経営体の規模拡大、集約化

●農地中間管理事業による農地の集積・集約化や、森林施業の集約化等を進め、農林業経営体の経営基盤の強化を促進する。

〔(新)農地中間管理機構事業(246,109千円)〕

〔森林経営計画作成推進事業(19,776千円)〕

新商品の開発・販路開拓

新商品の開発

〔(新)みえフードイノベーション総合推進事業(234,536千円)〕

●みえフードイノベーション・ネットワーク等を活用し、県内の農林水産資源を活用した新たな商品等の開発を総合的に進める。

新たな販路の開拓

●県産農林水産物の輸出支援組織を設置するほか、海外での物産展や展示商談会の開催、市場開拓調査などに取り組む。

〔(新)農林水産物・食品輸出イノベーション事業(7,599千円)〕

〔(新)海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業

(17,905千円)〕

〔(新)魅力あるみえの水産物輸出戦略構築事業(4,022千円)〕

三重県産品営業拡大支援事業(4,345千円)

●全国各地で物産展を開催する「平成おかげ参りプロジェクト」により、県産品の販路拡大と全国からの誘客につなげる。

〔もっと県産材を使おう〕推進事業(11,086千円)〕

●県産材の利用拡大を図るため、「三重の木」のPR活動や住宅や商業施設等への「あかね材」の利用拡大への支援などに取り組む。

農業生産の振興

三重の水田農業構造改革総合対策事業(794,934千円)

●水田農業の経営基盤を強化するため、経営所得安定対策の推進、米・麦・大豆の品質等向上や施設整備の支援などに取り組む。

園芸特産物生産振興対策事業(907,230千円)

●園芸特産物の産地への技術等指導や施設整備の支援、消費拡大のための情報発信などに取り組む。

(新)三重の畜産成長産業化促進事業(16,629千円)

●畜産業の成長産業化に向け、牛乳等の消費拡大や酪農経営の多角化、養豚経営の低コスト化、肉用鶏の高付加価値化に取り組む。

獣害につよい地域づくり推進事業(657,121千円)

●市町等と連携しながら、地域のリーダー育成や組織づくり、侵入防止柵の整備など、獣害につよい地域づくりを総合的に進める。

(新)多面的機能支払事業(391,500千円)

●農業者やさまざまな主体による農地や農業用施設等の保全活動などを支援する。

林業生産の振興

森林整備加速化・林業再生基金事業(1,193,795千円)

●木造公共施設や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、木質チップ原料の安定供給などを支援する。

木質バイオマスエネルギー利用促進事業(8,471千円)

●木質チップ原料を供給する事業者等の収集・運搬機械の導入や新たな雇用などを支援する。

漁業生産の振興

(新)海女漁業資源増大対策事業(14,595千円)

●海女の漁業収入の安定化等を図るため、海女漁業資源(アワビ・赤ナマコ放流種苗)の供給体制の強化に取り組む。

(新)みえの養殖水産物計画生産体制構築事業(7,021千円)

●魚種を組み合わせて養殖する「複合養殖」モデルの確立に向けた試験研究などに取り組む。

「もうかる農業」の実現に向けて

「もうかる農業」の実現をめざして、農業経営体の育成、農村地域の振興、農畜産物生産の振興、新商品の開発・販路の開拓に取り組みます。

フードイノベーション課	059-224-2391	農産園芸課	059-224-2547
農業戦略課	059-224-2016	畜産課	059-224-2541
担い手育成課	059-224-2354	農業基盤整備課	059-224-2556
農産物安全課	059-224-2543	獣害対策課	059-224-2017

農業経営体の育成

経営体の規模拡大

(新)農地中間管理機構事業(246,109千円)

●担い手への農地集積・集約化等の促進

【担い手育成課】

高度水利機能確保基盤整備事業(1,171,605千円)

2月補正含み

●経営の大規模化等を図るための用水路のパイプライン化の促進

【農業基盤整備課】

多様な担い手の確保・育成

新規就農者総合支援事業(327,070千円)

●新規就農者等への青年就農給付金の給付

農福連携・障がい者雇用推進事業(4,250千円)

●農業経営体や福祉事業所での農業を通じた障がいの者の就労促進

農業経営体育成普及事業(48,665千円)

●農業の多様な担い手を確保・育成するための普及活動の展開

【担い手育成課】

地域の特性を生かした農業の活性化

(一部新)地域活性化プラン推進事業(10,907千円)

●農村資源を活用した価値創出に取り組む集落プラン策定支援等

【農業戦略課】

農畜産物生産の振興

需要に応じた農産物の生産体制の構築 【農産園芸課】

三重の水田農業構造改革総合対策事業(794,934千円)

●経営所得安定対策の推進、需要に応じた水田農業の展開

園芸特産物生産振興対策事業(907,230千円)

●園芸特産物の安定供給や消費拡大に向けた取組の促進

農畜産物等の安全・安心の確保 【農産物安全課】

(一部新)食の安全・安心確保推進事業(8,133千円)

●米の取扱事業者等への監視指導強化等による食の信頼回復

農作物等適正管理推進事業(31,957千円)

●GAPの推進等安全・安心で、環境にやさしい農業生産の推進

畜産業の成長産業化 【畜産課】

(新)三重の畜産成長産業化促進事業(16,629千円)

●畜産業の成長産業化に向けた、低コスト化や高付加価値化の促進

(新)海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業(17,905千円)

●海外市場開拓調査などによる県産牛肉の海外輸出の促進

(新)家畜衛生管理能力アップ事業(9,891千円)

●農場HACCP認証に向けた衛生管理体制の導入促進や特定家畜疾病のまん延防止

もうかる農業の実現に向けて

みえフードイノベーション・プロジェクト

本県の「食」の魅力を生かした新商品が活発に生まれる環境整備と農業のものづくり風土の醸成等に取り組む

獣害対策プロジェクト

「被害対策」、「生息管理」、「獣肉等の利活用」を3本の柱として、鳥獣被害の減少に総合的に取り組む

農村地域の振興

地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

【農業基盤整備課】

(新)多面的機能支払事業(391,500千円)

●さまざまな主体による農業用施設の保全活動等への支援

県営中山間地域総合整備事業(656,078千円)

●中山間地域の生活環境や生産基盤等の総合的な整備

すこいやんか三重のいなかビジネス展開事業(5,905千円)

●都市との交流等を通じて所得の向上を図る「いなかビジネス」の取組の展開

獣害につよい農村づくり

【獣害対策課】

獣害につよい地域づくり推進事業(657,121千円)

●リーダー育成、組織化等獣害に強い地域づくりの推進

地域捕獲力強化促進事業(23,310千円)

●捕獲体制の整備等への支援

みえの獣肉等流通促進事業(8,470千円)

●獣肉等の需要拡大に向けた、販売促進や施設整備への支援

新商品の開発・販路の開拓

農業の新ビジネスやマーケティング戦略の展開

【フードイノベーション課】

(新)みえフードイノベーション総合推進事業

(234,536千円)

●商品開発プロジェクト創出などによる農林水産資源を活用した商品開発等の促進

(新)農林水産物・食品輸出イノベーション事業

(7,599千円)

●輸出支援組織の設置や海外での三重県物産展の実施などによる県産品の輸出の促進

三重県産品営業拡大支援事業(4,345千円)

●全国各地で物産展を開催する「平成おかげ参りプロジェクト」による県産品の販路拡大等

戦略的ブランド化推進事業(6,818千円)

●新たな三重ブランドの育成支援等

「もうかる林業」の実現に向けて

森林・林業経営課 TEL059-224-2564
 治山林道課 TEL059-224-2573
 みどり共生推進課 TEL059-224-2513

「もうかる林業」の実現をめざして、持続可能な林業生産活動の推進、林業・木材産業の担い手の育成、県産材の利用促進に取り組むとともに、社会全体で支える森林づくりに取り組みます。

持続可能な林業生産活動の推進

- 森林整備加速化・林業再生基金事業**
 (林業生産関連248,000千円)
- ◎林内路網整備や高性能林業機械の導入
造林事業(443,467千円)2月補正含み
 - ◎植栽、下刈り、搬出間伐等森林整備の促進
森林経営計画作成推進事業(19,776千円)
 - ◎森林所有者との合意形成等の施業集約化活動を支援
 【森林・林業経営課】
- 林道事業**(833,877千円) 2月補正含み
- ◎木材の生産や搬出に必要となる林道の開設等
 【治山林道課】

高性能林業機械



木材の生産



林業・木材産業の担い手の育成

- 林業担い手育成確保対策事業**(5,218千円)
- ◎職場体験研修の開催、林業機械の操作やメンテナンス等に習熟した技術者の育成
 【森林・林業経営課】



高校生の林業体験研修

県産材の利用の促進

- 県産材の需要拡大**
「もっと県産材を使おう」推進事業(11,086千円)
- ◎「三重の木」のPR活動、住宅や商業施設等への「あかね材」の利用拡大
森林整備加速化・林業再生基金事業(県産材関連582,000千円)
 - ◎木造公共施設や木材加工流通施設の整備
木質バイオマスエネルギー利用
木質バイオマスエネルギー利用促進事業(8,471千円)
 - ◎木質チップ原料を供給する事業者等の収集・運搬機械の導入や新たな雇用の支援
森林整備加速化・林業再生基金事業(木質バイオマス導入促進関連 11,000千円)
 - ◎木質チップ原料の安定供給の支援【森林・林業経営課】

【山間部】

木材



木材



木質バイオマス利用施設

木造公共施設



木造住宅



熱、電気を供給

【平野部】



社会全体で支える森林づくり

- 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮**
森林環境創造事業(161,416千円) 2月補正含み
- ◎間伐等による針葉樹と広葉樹との混交林への誘導
 【森林・林業経営課】

災害に強い森林づくり

県民全体で森林を支える社会づくり

「もうかる水産業」の実現に向けて

水産資源課 ☎059-224-2522
水産経営課 ☎059-224-2582
水産基盤整備課 ☎059-224-2598

希望ある水産業・漁村の実現に向けた「漁村地域の維持・形成」「消費者視点に立った水産物の安全供給」「環境保全や多面的機能の発揮」の各施策展開に併せ、水産業の成長産業化に向けて、「海女漁業の振興」「多様な担い手の確保・育成」「水産物の計画生産に向けた体制整備」「輸出拡大のための戦略策定」「美容・健康・教育面などの視点を組み合わせた魚食普及」に取り組み、「もうかる水産業」の実現をめざします。

希望ある水産業・漁村の実現に向けた取組

●漁村地域の維持・形成

水産業・漁村振興計画推進事業(2,129千円)

- ◎地域自らが取り組む「地域水産業・漁村振興計画」について、平成25年度までに策定した地区での計画の実践を支援するとともに、新たな地区での計画の策定を支援する。【水産資源課】

外湾地区合併漁協早期自立支援事業(68,243千円)

- ◎漁業者の生産基盤を支えるという本来的な役割を發揮し、漁業・漁村の活性化に貢献できるよう、三重外湾漁業協同組合の経営基盤の早期確立を支援する。【水産経営課】

漁業版就職支援事業(1,077千円)

- ◎漁協が取り組む人材育成や就業・就労支援を行う漁師塾の構築を支援する。【水産経営課】

●消費者の視点に立った水産物の安定供給

資源管理体制・機能強化総合対策事業(9,172千円)

- ◎水産資源の維持・増大に向け、漁業者による自主的な資源管理やTAC制度による漁獲量管理などの取組を進める。

消費者に安心される養殖水産物の生産体制整備事業(1,117千円)

- ◎食の安全・安心の確保のため、魚病診断や貝毒検査等を実施する。【水産資源課】

●環境保全や多面的機能の発揮

三重の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業(モデル構築支援水産基盤整備)(262,500千円)

- ◎養殖水産物の品質等向上を図るため、英虞湾の堆積汚泥を浚渫により除去し、海域環境の改善に取り組む。【水産基盤整備課】

内水面域振興活動推進事業(4,862千円)

- ◎内水面の生態系や環境の保全のため、アユの種苗放流、カワウ等の駆除対策を実施する。【水産資源課】

(新)水産業の成長産業化に向けた取組

●海女漁業の振興

海女漁業資源増大対策事業(14,595千円)

- ◎海女の漁業収入の安定化と海女文化の継承を目的として、アワビの放流種苗の大型化や赤ナマコの種苗生産を推進し、海女漁業資源の供給体制の強化に取り組む。【水産資源課】

海女漁業等環境基盤整備事業(522,000千円)2月補正含み

- ◎海女漁業等の沿岸漁業に重要な根付資源の回復を図るため、藻場・干潟の再生・造成の取組を進める。【水産基盤整備課】

●多様な担い手の確保・育成

新規漁業就業者定着支援事業(8,594千円)

- ◎若者等の円滑な漁業就業と地域への定着を実現するための対策実施や市町、漁連等関係機関による新たな協議会の設置・運営を支援する。【水産経営課】

●水産物の計画生産に向けた体制整備

みえの養殖水産物計画生産体制構築事業(7,021千円)

- ◎魚種を組み合わせる「複合養殖」モデルの確立に向けた試験研究などに取り組む。【水産資源課】

●輸出拡大のための戦略策定

魅力あるみえの水産物輸出戦略構築事業(4,022千円)

- ◎県産水産物の付加価値を向上させるため、輸出戦略の構築に取り組む。【水産資源課】

●美容・健康・教育面などの視点を組み合わせた魚食普及 みえの魚食普及推進事業(3,000千円)

- ◎水産物の消費拡大を図るため、美容・健康・教育面などの視点を組み合わせた魚食普及活動を推進する。【水産経営課】



漁師塾による人材育成



堆積汚泥の浚渫



魚食普及活動

米穀の産地偽装・食材の不適切表示の再発防止に向けて

【農林水産部】 農産物安全課 059-224-3154 農産園芸課 059-224-2547	【健康福祉部】 食品安全課 059-224-2343 【環境生活部】 交通安全・消費生活課 059-224-2400
--	--

米穀の産地偽装や食材の不適切表示の再発防止とともに、食の安全・安心の一層の確保と消費者の食に対する信頼回復を図るため、市町や関係機関等とも連携して、監視指導體制等の充実強化、事業者の法令遵守意識の向上などに取り組みます。

<米トレーサビリティ法・食糧法> 【農産物安全課】

①(一部新)食の安全・安心確保推進事業 (8,133千円)

- これまでの食の安全・安心の確保に向けた取組に加え、専任の監視指導員を配置するなど、米の取扱事業者への立入検査等を強化します。
- 米の流通事業者等を対象としたコンプライアンス研修を開催するほか、事業者が主体的に行う従業員研修に対し講師派遣等の支援を行います。

<JAS法>

②(一部新)食品表示適正化指導事業 (3,496千円)

- 食品関連事業者等に対する食品表示の監視指導や表示相談、コンプライアンス意識向上に加え、市販及び流通段階にある米の科学的検査(DNA検査等)を行います。
- ③食の安全総合監視指導事業 (15,721千円)
- 食品関連事業者への食品衛生講習の際に、併せてコンプライアンス意識の向上を図ります。

【食品安全課】

<景品表示法>

【交通安全・消費生活課】

④(一部新)事業者指導事業 (16,904千円)

- (新)景品表示法事業者啓発事業 (6,169千円)
飲食関連事業者に対する研修会や情報提供を行うほか、事業者の自己点検など自主的な取組を支援します。
- (新)適正表示監視指導事業 (5,309千円)
事業者や消費者からの相談に対応するとともに、不適切表示に対する調査、指導を行います。

監視指導體制の充実・強化

監視指導體制の充実

- ・調査に向けた全庁的な会議の開催と効率的・効果的な調査の実施
- ・国との連携強化による監視指導の充実、監視指導強化月間の設定
- ・米の取扱事業者への監視指導を行う米穀監視指導員の配置…①
- ・不当商取引指導専門員の増員…④

検査内容の充実

- ・米の流通事業者等や市販袋詰め精米の表示等への監視強化…①②
- ・米DNA検査や微量元素測定検査等の実施…②
- ・飲食関連事業者等に対するメニューの確認と指導の実施…④

◆ 経営者への聴き取りなど専門の監視指導員による検査に加え、科学的検査を実施することで、監視指導を強化していきます。

※各取組の後の丸数字は、該当する上記事業の番号を示しています。

「食の安全・安心の確保」に向けた取組の展開

事業者の法令遵守意識の向上

コンプライアンス意識の醸成

- ・事業者への総合的な研修に加え、法律(米トレーサビリティ法、食糧法、JAS法、景品表示法等)ごとの具体的な研修の計画的実施…①②③④
- ・米の取扱事業者を指導する米穀コンプライアンス推進員の配置…①

事業者の自主的な取組への支援

- ・事業所内でのコンプライアンス研修会等の実施促進、講師派遣による研修会の開催支援…①

◆ 専門の推進員を配置し、企業の従業員個人はもとより、従業員相互にチェック機能が働く遵法体制の整備を促していきます。

市町、関係団体との連携強化

- ・関係団体が行う自主衛生管理に対する協力…③
- ・関係団体と連携した事業者の表示に関する自己点検の促進…④

◆ 市町、関係団体との情報共有、情報交換を充実させていきます。



事業所における米の検査



コンプライアンス研修会

再発防止と消費者の「食」に対する信頼の回復

「みえ森と緑の県民税」を活用した森林づくり

みどり共生推進課 TEL059-224-2513
 治山林道課 TEL059-224-2575
 森林・林業経営課 TEL059-224-2564

平成26年度から「みえ森と緑の県民税」を活用して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めます。

県で取り組む事業

(新)災害に強い森林づくり推進事業 (446,511千円)

災害緩衝林の整備

◎崩壊土砂流出危険地区に指定された溪流沿いの森林等における、土砂や流木の発生・流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備等

【治山林道課】



◎事業効果の検証に係る調査・研究

【森林・林業経営課】

土砂・流木の除去

◎崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常堆積した土砂や流木の除去

【治山林道課】



(新)森を育む人づくりサポート体制整備事業(10,812千円)

森林環境教育指導者や森づくり技術者の育成、教材の作成、「森づくり推進員」による活動コーディネート、森林環境教育や森づくり活動の総合窓口としての「森づくりサポートセンター」の設置準備等



【みどり共生推進課】

(新)みえ森と緑の県民税制度運営事業 (58,142千円)

みえ森と緑の県民税第三者評価委員会の運営

◎みえ森と緑の県民税第三者評価委員会の開催、県民意識調査の実施

市町で取り組む事業

(新)みえ森と緑の県民税市町交付金事業 (268,800千円)

◎市町が地域の实情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開するための交付金の交付

【みどり共生推進課】

【使途の一例】

里山の整備

- ◎ 荒廃した里山や竹林の再生
- ◎ 人家裏山林の危険木除去



【使途の一例】

木製机・イスの導入

- ◎ 小中学校への県産材で制作した机・イスの導入



森林環境教育の実施

- ◎ 小中学校における児童・生徒による森林とのふれあい・学びの機会提供



公共建築物の木造・木質化

- ◎ 県産材を活用して公共建築物を木造化、県産材で製作したテーブルやイス等の導入



みえ森と緑の県民税
 を活用した森林づくり



災害に強い
 森林づくり

県民全体で森林を支える社会づくり

【みどり共生推進課】

みえ森と緑の県民税の普及啓発

◎ポスターやリーフレット、映画館でのCM等による「みえ森と緑の県民税」の導入周知

農山漁村における防災・減災機能の強化

農業基盤整備課 059-224-2556
 森林・林業経営課 059-224-2564
 治山林道課 059-224-2573
 水産基盤整備課 059-224-2598

平成25年台風18号等により被災した農地・農業用施設、山林や治山・林道等の復旧整備を進めます。
 また、施設の耐震化や計画的な維持改修、災害に強い森林づくりなどに取り組むことにより、農山漁村における防災・減災機能の強化を図ります。

迅速な災害復旧対策

被災した農地・農業用施設の復旧整備などを実施。

- ☞ 団体営災害耕地復旧事業(434,850千円) 【農業基盤整備課】

荒廃した山林や、被災した治山・林道施設の復旧整備などを実施。

- ☞ 治山施設災害復旧事業(31,500千円)
- ☞ 林道施設災害復旧事業(102,000千円) 【治山林道課】

防災・減災対策

農業・農村の防災・減災対策を実施。

- ☞ 県営ため池等整備事業(273,610千円)2月補正含み
- ☞ 基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業 (1,054,338千円)2月補正含み
- ☞ 海岸保全施設整備事業(78,750千円)
- ☞ 地すべり対策事業(136,000千円)2月補正含み 【農業基盤整備課】

森林・林業の防災・減災対策を実施。

- ☞ (新)災害に強い森林づくり推進事業(446,511千円)
- ☞ 治山事業(2,335,491千円)2月補正含み 【治山林道課】
- ☞ 森林環境創造事業(161,416千円)2月補正含み 【森林・林業経営課】

水産業・漁村の防災・減災対策を実施。

- ☞ 県営漁港施設機能強化事業(482,000千円)2月補正含み
- ☞ 県営漁港海岸保全事業(435,950千円)
- ☞ 漁港海岸防災・減災対策プログラム事業(10,500千円) 【水産基盤整備課】

施設の計画的な維持改修

農業用施設の計画的な維持改修などを実施。

- ☞ 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業 (509,783千円)2月補正含み
- ☞ 県単基幹水利施設緊急調査・補修事業(15,546千円) 【農業基盤整備課】

治山・林道施設の維持補修などを実施。

- ☞ 治山事業(2,335,491千円の一部)2月補正含み
- ☞ 林道事業(833,877千円の一部)2月補正含み 【治山林道課】

水産施設の計画的な維持改修などを実施。

- ☞ 県営水産物供給基盤機能保全事業 (105,000千円)2月補正含み
- ☞ 漁村基盤緊急修繕事業(20,612千円) 【水産基盤整備課】

災害に強い農林水産業

安全・安心な農山漁村



農業用水路の維持改修



ため池の耐震化



平成26年度当初予算主要事業

農 林 水 産 部

電話番号	部 長	224-2500
	副 部 長	224-2501
	農産振興担当次長	224-2501
	農業基盤整備・獣害担当次長	224-2501
	森林・林業担当次長	224-2501
	水産振興担当次長	224-2501

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>《政策名：環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～》</p> <p>〈施策名：(153) 自然環境の保全と活用〉</p> <p>1 里地里山保全活動促進事業 359千円 【(15301) 生物多様性保全の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 11野生生物共生費) 生物多様性の保全を目的として、自主的に里地里山保全活動を展開する団体の認定を行うとともに、認定団体の実施する里山整備や、NPO等団体が実施する希少野生動植物の保全活動を支援します。(支援団体6団体)</p> <p>2 希少生物保全事業 458千円 【(15301) 生物多様性保全の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 11野生生物共生費) 県指定希少野生動植物種保護管理計画の策定や盗掘防止パトロールを実施するとともに、外来生物対策について普及啓発を促進します。(県指定希少野生動植物種の保全活動4箇所)</p> <p>3 こどもたちと調べるみえの自然再発見事業 4,887千円 【(15301) 生物多様性保全の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 11野生生物共生費) こどもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行うとともに、「三重県レッドデータブック」改訂版を作成します。(三重県レッドデータブック改訂版の作成、観察会3回開催)</p> <p>4 野生鳥獣管理事業 24,177千円 【(15301) 生物多様性保全の推進】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12農業経営対策費) 野生鳥獣の保護及び狩猟等の適正化を図るため、鳥獣保護員を配置するとともに、狩猟の取締りや指導、狩猟登録、狩猟免許試験や更新講習などを行います。また、鳥獣保護事業計画に基づいた鳥獣保護区等の指定やニホンジカ等のモニタリング調査など、野生鳥獣の生息管理を行います。(狩猟免許試験3回開催)</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2578)</p> <p>みどり共生推進課 (224-2578)</p> <p>みどり共生推進課 (224-2578)</p> <p>獣害対策課 (224-2017)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>5 野生生物保護事業 2,667千円 【(15301) 生物多様性保全の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 11野生生物共生費) 野生生物の保護にかかる普及啓発および傷病鳥獣の対策を行います。また、死亡野鳥等の高病原性鳥インフルエンザのウイルス保有状況調査を実施します。(ウイルス保有状況調査4回実施)</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2578)</p>
<p>6 自然環境保全対策事業 1,223千円 【(15302) 自然環境の維持・回復】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 12自然公園費) 優れた自然の風景地を有する区域を将来にわたって保護するため、県内の国定公園及び県立自然公園の計画策定や地域の保全等を行います。(国定公園2地域、県立自然公園5地域、自然環境保全地域5地域)</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2627)</p>
<p>7 生態系維持回復事業 815千円 【(15302) 自然環境の維持・回復】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 11野生生物共生費) 自然公園等において生態系の回復や維持が必要な地域の調査とその対策についての計画を策定し、生態系の維持・回復の活動を促進します。(生態系維持回復事業計画に基づくモニタリング調査等1地域、生態系維持回復事業計画策定1地域)</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2627)</p>
<p>8 自然に親しむ施設整備事業 25,484千円 【(15303) 自然とのふれあいの促進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 12自然公園費) 東海自然歩道や近畿自然歩道において、老朽化等により損傷した施設の復旧改修を行い、適切かつ安全な利活用を促進します。(自然公園施設3箇所)</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2627)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>《政策名：地域との連携～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～》</p> <p>〈施策名：(254) 農山漁村の振興〉</p> <p>1 県営中山間地域総合整備事業 656,078千円 【(25401) 安全・安心な農山漁村づくり】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 7 中山間振興費) 農業の生産条件等が不利な中山間地域の実状を踏まえ、それぞれの地域の立地条件に沿った農業生産基盤や農村生活環境等の整備を総合的に推進します。</p> <p>2 基幹農道整備事業 256,250千円 【(25401) 安全・安心な農山漁村づくり】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 8 農村振興費) 農業生産の近代化および農業生産物の流通の合理化を図るため、重要かつ農村環境の改善に資する基幹となる農道を整備します。</p> <p>3 農村地域自然エネルギー活用推進事業 161,000千円 【(25401) 安全・安心な農山漁村づくり】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 7 中山間振興費) 農村地域において、クリーンなエネルギーの供給を図るため、農業用水を活用した小水力発電施設の整備等を行います。(中勢用水地区での施設整備)</p> <p>4 獣害につよい地域づくり推進事業 【緊急課題解決9】 657,121千円 【(25402) 獣害につよい農山漁村づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12 農業経営対策費) 集落の取組を推進するためのリーダーの確保・育成、組織化、侵入防止柵の整備など、獣害につよい地域づくりを、「獣害対策カルテ」を活用し、市町等と連携しながら総合的に進めます。(フォーラム・優良活動表彰・研修会等の開催、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の交付 23 市町)</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p> <p>農業基盤整備課 (224-2556)</p> <p>農業基盤整備課 (224-2556)</p> <p>獣害対策課 (224-2017)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>5 地域捕獲力強化促進事業 【緊急課題解決9】 23,310千円 【(25402) 獣害につよい農山漁村づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12 農業経営対策費) 野生鳥獣の捕獲力強化に向け、大量捕獲わなの普及や地域における捕獲技術の向上、捕獲体制の整備等による共同捕獲や広域一斉捕獲、捕獲後の処分体制構築等への支援に取り組みます。(有害鳥獣捕獲強化のための補助金交付11市町、捕獲技術研修会の開催等)</p>	<p>獣害対策課 (224-2017)</p>
<p>6 みえの獣肉等流通促進事業 【緊急課題解決9】 8,470千円 【(25402) 獣害につよい農山漁村づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12 農業経営対策費) 獣肉等の需要を拡大するため、企業と連携した新商品の開発、首都圏での販売促進、ジビエ料理フェア開催等を通じた「みえジビエ」取扱店舗の拡大等に取り組みます。また、安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図るため、施設整備への支援や「『みえジビエ』登録制度」の普及、「『みえジビエ』協議会」(仮称)の設立検討などに取り組みます。(PRイベントへの出展、技術向上研修会の開催、野生獣肉料理教室の開催等)</p>	<p>獣害対策課 (224-2017)</p>
<p>7 すごいやんか三重のいなかビジネス展開事業 【緊急課題解決7】 5,905千円 【(25403) 人や産業が元気な農山漁村づくり】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 7 中山間振興費) 都市との交流等を通じて所得の向上を図る「いなかビジネス」の取組拡大に向け、コーディネーター養成講座等による人材育成や、継続的な情報発信に取り組むほか、選択専門研修等の開催を通じ、取組団体のサービスや商品開発力、情報発信スキルなどの向上を支援します。(いなかビジネス交流アドバイザーの派遣、いなかビジネスネットワーク研修会の開催等)</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>(新) 8 多面的機能支払事業【新しい豊かさ協創5】 391,500千円 【(25404) 農業の多面的機能の維持増進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 8 農村振興費) 農業の多面的機能の維持増進に向け、国の交付金を活用し、農業者による農地などの基礎的保全活動、さまざまな主体による水路・農道などの農業用施設や生態系の保全、景観形成に資する活動などを支援します。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>9 中山間地域等直接支払事業 197,619千円 【(25404) 農業の多面的機能の維持増進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 7中山間振興費) 耕作放棄地の発生を防ぎ、農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るため、中山間地域等における農業の生産条件の不利性を補正する農家への直接支払いを実施するとともに、耕作の維持に向けた広域的なサポート体制の構築を図ります。(230集落を支援予定)</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>10 水産多面的機能発揮対策事業 1,508千円 【(25405) 水産業の多面的機能の維持増進】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5資源管理費) 漁業者を中心とした活動組織が取り組む藻場・干潟の保全や内水面域の環境保全等の活動を支援するとともに、他県の取組事例を収集し、成果報告会等の場を通じて、県内活動組織間での情報共有を図ります。(活動組織への支援 34組織)</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>《政策名：農林水産業～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～》</p> <p>〈施策名：(311) 農林水産業のイノベーションの促進〉</p> <p>(新) 1 みえフードイノベーション総合推進事業 【緊急課題解決7】 234,536千円 【(31101) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 4 農業振興費) 農林水産資源を活用して、産学官連携による新たな商品等を革新的に生み出す「みえフードイノベーション」を推進するため、意欲ある事業者のネットワーク化、商品開発プロジェクトの創出、人材育成、商品力強化に総合的に取り組み、売れる新商品等の開発を支援します。(ネットワークの運営、研修会の開催等プロジェクトの創出支援、商品開発のための施設整備等)</p> <p>2 戦略的ブランド化推進事業 【緊急課題解決7】 6,818千円 【(31101) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2 農林水産振興費) 特に優れた県産品を三重ブランドとして認定するための審査を行うとともに、ブランド化に取り組みたい事業者に対し専門家を派遣し、その価値について再評価するとともに必要な助言指導を行い、新たなブランド確立に向けた支援を行います。(認定希望事業者育成支援等)</p> <p>3 フードコミュニケーションプロジェクト推進事業 【緊急課題解決7】 13,020千円 【(31101) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2 農林水産振興費) 特徴の優れた県産品を「みえセレクション」として選定し、営業活動を通じた販路拡大を支援します。また、大都市圏等への販路拡大をめざす事業者向けに商品力及び営業力の改善を促すための研修会を実施します。(商品力・営業力向上研修の開催等)</p> <p>4 三重県産品営業拡大支援事業 【緊急課題解決7】 4,345千円 【(31101) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2 農林水産振興費) 三重県産品の販路拡大と観光誘客を図るため、観光・国際局と連携して、全国の有名百貨店と協力して物産展を開催する「平成おかげ参りプロジェクト」を実施します。(物産展の開催5回、伊勢での最終イベント開催)</p>	<p>フードイノベーション課 (224-2391)</p> <p>フードイノベーション課 (224-2391)</p> <p>フードイノベーション課 (224-2391)</p> <p>フードイノベーション課 (224-2391)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>(新) 5 農林水産物・食品輸出イノベーション事業 【緊急課題解決7】 7,599千円 【(31101) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2農林水産振興費) 東アジア、アセアンを中心に県産品の輸出を促進するため、輸出支援組織を設置し、三重県物産展の実施や展示商談会への参加など海外への販路開拓を支援します。</p>	<p>フードイノベーション課 (224-2391)</p>
<p>6 商品化等研究成果活用促進事業 702千円 【(31101) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2農林水産振興費) 商品化等コーディネーターを活用して、各研究所における研究成果の実用化(商品化等)促進に取り組みます。</p>	<p>農林水産総務課 (224-2476)</p>
<p>7 農業技術高度化研究開発推進事業 93,911千円 【(31102) 農畜産技術の研究開発と移転】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 14農業試験研究費) 国等から交付される競争的研究資金を活用し、他の公設試験研究機関等と連携しながら、県内農業の振興に生かすことができる高度な技術課題を解決するための研究開発に取り組みます。 (継続研究17課題、新規研究32課題)</p>	<p>農業戦略課 (224-2016)</p>
<p>8 畜産技術高度化研究開発推進事業 4,927千円 【(31102) 農畜産技術の研究開発と移転】 (第6款 農林水産業費 第2項 畜産費 3畜産試験研究費) 国等から交付される競争的研究資金を活用し、他の公設試験研究機関等と連携しながら、県内畜産の振興に生かすことができる高度な技術課題を解決するための研究開発に取り組みます。 (継続研究1課題、新規研究1課題)</p>	<p>農業戦略課 (224-2016)</p>
<p>9 林業技術開発事業 1,607千円 【(31103) 林業・森林づくりを支える技術の開発と移転】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 10林業試験研究費) 森林・林業・木材産業に対する多様な県民ニーズに応えるため、オオイチョウタケの施設人工栽培の実用化やニホンジカによる森林被害の防除のほか、新たに効率的な間伐材搬出システムの選択などに向けた技術開発を行います。(継続研究3課題、新規研究1課題)</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2564)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>10 新しい真珠養殖技術実証化事業 3,400千円 【(31104) 水産技術の研究開発と移転】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11水産業試験研究費) 光沢の良好な真珠を生産するアコヤガイの作出やシミ・キズの無い高品質真珠の生産率を向上させる養殖技術の開発研究を行い、養殖現場への成果の移転を進めます。</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>
<p>(新)11 みえの養殖水産物計画生産体制構築事業 7,021千円 【(31104) 水産技術の研究開発と移転】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11水産業試験研究費) 養殖魚の市場ニーズなどマーケティング調査を実施し、収益性の高い養殖業を生産現場へ提案するとともに、複数の魚種を組み合わせた複合養殖について安全性や収益性を実証し、もうかる養殖ビジネスモデルを確立します。</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>
<p>12 食で生みだす絆づくり・輪づくり推進事業 25,271千円 【(31105 県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 2農林水産振興費) 食育・地産地消を進めるため、「みえ地物一番」の推進や、生産者と流通事業者等とのマッチング、学校給食への県産食材の導入、日本型食生活の理解促進を進める教育ファームの取組支援を行います。（「みえ地物一番」キャンペーンの展開、給食用アイテムの開発等）</p>	<p>フードイノベーション課 (224-2391)</p>
<p>13 農業環境価値創出事業 10,604千円 【(31105) 県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくり】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12農業経営対策費) 地球温暖化防止、生物多様性保全、地域資源循環等を目指した営農活動を支援するとともに、環境貢献度を示す指標を活用した効果的な消費者への情報発信手法の検討を進めます。（環境保全型農業直接支払交付金の交付15市町、環境価値活用による環境保全型農業の普及推進）</p>	<p>農産物安全課 (224-2543)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>〈施策名：(312) 農業の振興〉</p> <p>1 三重の水田農業構造改革総合対策事業 794,934千円 【(31201) 水田農業の推進】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費) 水田農業の経営基盤を強化するため、経営所得安定対策を推進するほか、一等米比率向上に向けた技術指導や需要に応じた麦・大豆の収量及び品質確保、共同利用施設の整備に向けた支援などに取り組みます。(県農業再生協議会の運営、麦・大豆のモデル実証ほの設置2地区、穀類乾燥貯蔵施設等の整備支援7施設)</p> <p>2 水田作物の首都圏等販売産地育成プロジェクト事業 801千円 【(31201) 水田農業の推進】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費) 「結びの神」の知名度向上に向け、首都圏等をターゲットに、イベントへの出展を通じた魅力発信に取り組むほか、継続して販売・購入してくれるコアなファンをつくるため、産地見学会や現地商談会を実施します。(三重の新たな米協創振興会議の開催、PR用リーフレットの作成等)</p> <p>3 卸売市場流通対策事業 125,192千円 【(31202) 園芸等産地形成の促進】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費) 卸売市場法及び三重県卸売市場条例に基づき、県内卸売市場の指導・監督を行うとともに、三重県地方卸売市場の円滑で健全な運営を確保するため、計画的な施設整備等を行います。(公共下水道への接続等)</p> <p>4 園芸特産物生産振興対策事業 907,230千円 【(31202) 園芸等産地形成の促進】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 6 農作物対策費) 園芸特産物の生産振興と安定供給を図るため、産地計画等を策定した産地への生産指導や共同利用施設整備の支援、野菜価格安定対策等に取り組むとともに、消費拡大に向けた情報発信を行います。(野菜・果実価格安定対策の実施、共同利用施設の整備支援1施設等)</p>	<p>農産園芸課 (224-2547)</p> <p>農産園芸課 (224-2547)</p> <p>農産物安全課 (224-2497)</p> <p>農産園芸課 (224-2547)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>(新) 5 海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業 17,905千円 【(31203) 畜産業の健全な発展】 (第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 1畜産振興費) 畜産業の成長産業化に向け、肉牛経営の発展を図るため、海外市場開拓調査や海外バイヤーを招いたレセプションでの試食会の開催などにより、県産牛肉の海外への輸出を促進します。(米国内一流レストランでの市場ニーズ調査等)</p>	<p>畜産課 (224-2541)</p>
<p>(新) 6 三重の畜産成長産業化促進事業 16,629千円 【(31203) 畜産業の健全な発展】 (第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 1畜産振興費) 畜産経営環境が厳しさを増す中、本県畜産業の成長産業化を図るため、県産牛乳・乳製品の消費拡大や酪農経営の多角化、養豚経営の低コスト化、肉用鶏の高付加価値化などに取り組みます。(牛乳を利用した新商品の開発支援、受精卵移植技術の普及拡大、未利用資源の飼料給与技術に関する研究、朝挽き鶏肉流通システム導入に関する研究等)</p>	<p>畜産課 (224-2541)</p>
<p>(一部新) 7 地域活性化プラン推進事業 【緊急課題解決7】 10,907千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 4農業振興費) 地域の農業者をはじめさまざまな関係者の創意工夫のもと、農地、景観、文化、人材など地域資源を有効活用する取組や、少子化対策の視点による農村コミュニティ活動の新たな取組へのスタートアップと実践を支援することで、農産物の高付加価値化など、新たな価値創出につながる取組を進める集落や産地等の育成を行います。(地域活性化プランの実践支援163プラン、策定支援50か所)</p>	<p>農業戦略課 (224-2016)</p>
<p>(新) 8 農地中間管理機構事業 246,109千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 13農林漁業経営体育成費) 「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構を整備し、農地の賃貸借等を通じて農地利用の再配分を進めること等により、担い手への農地集積・集約化等を促進します。(農地の借受け・貸付け、中間管理農地の適切な管理・利用条件の改善等)</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>9 農業経営体育成普及事業 48,665千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 3 農業改良普及費) 農業の多様な担い手の確保・育成のため、高度で先進的な技術の現地導入、経営体の6次産業化やマーケティング能力向上などに向けた普及活動を展開します。(普及指導員による支援活動等)</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>
<p>10 三重のリーディング産品を支える人材育成事業 【緊急課題解決7】 1,671千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5 農林漁業担い手対策費) 「もうかる農業」を実践できる農業者を育成するため、農業大学校において講座と演習を組み合わせた講座制の研修を実施し、農業者のマーケティングスキルの向上を図ります。(経営戦略策定講座、情報発進力強化講座の開催等)</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>
<p>11 新規就農者総合支援事業 327,070千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5 農林漁業担い手対策費) 国の「新規就農・経営継承総合支援事業」を活用し、就農に向けた研修を受ける就農希望者や就農5年目までの新規就農者に給付金を給付することで、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ります。(青年就農給付金の給付235名)</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>
<p>12 農業版就職支援事業 【緊急課題解決4】 1,620千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5 農林漁業担い手対策費) 農業分野における若年者の就労の場を拡大するため、市町や関係団体等と連携し、「みえの就農サポートリーダー制度」の推進を図るとともに、就農サポートリーダーの育成を行う市町に対して助成を行います。(助成対象市町4市町)</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>(新) 1 3 若者が安心して農業参入できる環境づくり推進事業 1, 4 2 7 千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5 農林漁業担い手対策費) 農業・農村で男女(とも)に稼ぎ、男女(とも)に子育て等しながら、経営基盤の安定した安心して暮らせる環境づくりを進めるため、農業・農村リーダーや関係団体等と連携し、少子化などの課題解決に向けた活動方策を検討します。また、県民による自発的な取組につなげるため、県民の意識醸成や実践に向けた学びと創造の場づくりに取り組みます。(検討会の開催、事例・意向調査の実施、フォーラム・ワークショップの開催等)</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>
<p>1 4 集落営農組織企業化支援事業 4 2, 9 8 5 千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 1 3 農林漁業経営体育成費) (公財)三重県農林水産支援センターと連携して、集落営農組織の経営の多角化や法人化に向けた支援に取り組みます。また、「人・農地プラン」の活用による地域農業の将来ビジョンの作成や水田営農システムの確立に向けた地域の取組を支援するとともに、集落を対象としたアンケート調査結果も踏まえつつ、中山間地域等での農地集積や集落営農組織の育成に取り組みます。(経営の多角化・法人化研修会の開催、スペシャリスト派遣等)</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>
<p>1 5 農福連携・障がい者雇用推進事業 【緊急課題解決6】 4, 2 5 0 千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 1 3 農林漁業経営体育成費) 福祉事業所の農業参入や農作業受託、農業経営体への障がい者の就労を促進するため、福祉事業所のニーズに対応した技術・経営支援、農業と福祉を繋ぐ人材の育成、農業者に対する意識啓発、障がい者が担える農業・農作業の検証や「共同受注窓口みえ」と連携した農作業のあっせんなどに取り組みます。(農業ジョブトレーナー等育成講座開催、障がい者が担える農業・農作業の検証3件等)</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>
<p>1 6 高度水利機能確保基盤整備事業 1, 1 7 1, 6 0 5 千円 (1, 9 2 1, 9 8 0 千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(31205) 農業生産基盤の整備・保全】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2 土地改良費) 農地の集積、大規模営農に取り組む意欲ある農業経営体の効率的な営農の実現に向け、用水路のパイプライン化など農業生産基盤の整備に計画的に取り組みます。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>17 県営かんがい排水事業 693,732千円 (1,019,232千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(31205) 農業生産基盤の整備・保全】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費) 農業生産の基礎となる農業用水の確保、適期・適量供給及び農地排水の改良を図るため、水田、畑等における基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>18 県単土地基盤整備事業 142,573千円 【(31205) 農業生産基盤の整備・保全】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費) 農地や農村環境、自然環境を確保しつつ、担い手の育成や集落営農を推進するため、農業生産性の向上と良好な営農が可能となる農業生産基盤や農村生活環境の整備等のうち、国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模な地区について支援します。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>19 畑地帯総合農地整備事業 157,500千円 【(31205) 農業生産基盤の整備・保全】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費) 東紀州の基幹産業であるかんきつ農業の活性化を図るため、みかん園地の用排水施設や農道等の整備を行います。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>20 団体営災害耕地復旧事業 434,850千円 【(31205) 農業生産基盤の整備・保全】 (第11款 災害復旧費 第1項 農林水産施設災害復旧費 1耕地災害復旧費) 平成25年の台風18号等により被害を受けた農地や農業用施設について、市町と連携して早期復旧に取り組みます。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>〈施策名：(313) 林業の振興と森林づくり〉</p> <p>1 「もっと県産材を使おう」推進事業 【緊急課題解決7】 11,086千円 【(31301) 県産材の利用の促進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 品質や規格の明確な「三重の木」「あかね材」の利用拡大を図るため、「三重の木」認証事業者等が行う「三重の木」等をPRする取組や、住宅や商業施設等に「あかね材」を利用してPRする取組を支援するとともに、県内や首都圏などでの「三重の木」等の販路開拓に取り組みます。(「三重の木」PR活動支援 14取組、「あかね材」PR活動支援 13取組)</p> <p>2 木質バイオマスエネルギー利用促進事業 【新しい豊かさ協創3】【南部地域活性化】 8,471千円 【(31301) 県産材の利用の促進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 木質バイオマスの安定供給体制を構築するため、木質バイオマス推進員の普及活動、木質チップ原料を供給する事業者の収集・運搬機械導入や新たな雇用等を支援します。(チップ原料供給事業者支援 4事業体)</p> <p>3 森林経営計画作成推進事業 19,776千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 林業事業体等による森林経営計画の作成を促進するため、境界確認や森林所有者との合意形成活動等を支援します。また、集約化施策を促進するため、間伐を行うために必要な調査や既存路網の簡易な改良等を支援します。(地域活動支援対象面積 735ha)</p> <p>4 造林事業 303,600千円 (443,467千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費) 森林の有する多面的機能の維持・増進や持続的林業生産活動等の推進を図るため、植栽、下刈、搬出間伐等の森林整備や路網整備を支援します。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2565)</p> <p>森林・林業経営課 (224-2565)</p> <p>森林・林業経営課 (224-2991)</p> <p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>5 林道事業 656,711千円 (833,877千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 6林道費) 木材の生産や搬出に必要となる林道を開設するとともに、輸送力の向上と通行の安全の確保等を図るため、既設林道の改良などを実施します。</p>	<p>治山林道課 (224-2574)</p>
<p>6 がんばる三重の林業推進事業 26,897千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2林業振興指導費) 県産材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、森林の団地化・施業の集約化や路網整備等と搬出間伐の一体的な実施、流通の合理化の取組を支援するとともに、架線技術の継承など技術者の養成を進めます。(作業道整備15,000m)</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2563)</p>
<p>7 森林整備加速化・林業再生基金事業 1,193,795千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2林業振興指導費) 林業・木材産業の再生を図るため、三重県森林整備加速化・林業再生基金を活用し、木造公共施設や木材加工流通施設の整備、林内路網整備、高性能林業機械の導入、人材育成等を支援します。(木造公共施設整備6施設、高性能林業機械の導入5台)</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2563)</p>
<p>8 林道施設災害復旧事業 102,000千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第11款 災害復旧費 第1項 農林水産施設災害復旧費 2林野災害復旧費) 平成25年台風18号などにより被災した林道施設の復旧を支援します。</p>	<p>治山林道課 (224-2574)</p>
<p>9 林業担い手育成確保対策事業 5,218千円 【(31303) 林業・木材産業の担い手の育成】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 1林業総務費) 林業の担い手を確保するため、高校生等への就業体験の開催や雇用の受け皿となる林業事業体の育成に取り組むとともに、林業機械の操作やメンテナンス等に習熟した技術者を養成します。(グリーン・オペレーター育成研修1回)</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>10 森林環境創造事業 155,416千円 (161,416千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(31304) 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9森林総務費) 環境林に区分された森林のうち、所有者から提供された森林を公共財として位置づけ、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、間伐等により針葉樹と広葉樹との混交林への誘導を行うなど、森林の適正な管理を進めます。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>
<p>11 森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業 【緊急課題解決9】 36,575千円 【(31304) 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9森林総務費) かつて野生鳥獣の住処であった健全な森林を再生するとともに、集落付近の森林において野生鳥獣の隠れ場所等を解消し、野生鳥獣の出没機会の減少を図ります。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>
<p>(新)12 災害に強い森林づくり推進事業 446,511千円 【(31304) 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5造林費) 「みえ森と緑の県民税」を活用して「災害に強い森林づくり」を進めるため、流木となる恐れのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出や治山施設等に異常堆積した土砂や流木の撤去等を行います。(溪流沿いの樹木の伐採30箇所)</p>	<p>治山林道課 (224-2575)</p>
<p>(新)13 みえ森と緑の県民税市町交付金事業 268,600千円 【(31305) 森林づくりへの県民参画の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8緑化対策費) 「みえ森と緑の県民税」を活用して「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するため、市町が地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開できるよう交付金を交付します。</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2513)</p>
<p>(新)14 みえ森と緑の県民税制度運営事業 58,142千円 【(31305) 森林づくりへの県民参画の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8緑化対策費) 「みえ森と緑の県民税」について県民の皆さんへ普及啓発を行うとともに、税を活用する事業等について幅広く意見・提案をいただく「みえ森と緑の県民税第三者評価委員会(仮称)」を設置・運営します。(リーフレット、ポスター、映画館でのCM等による周知)</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2513)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>15 森林公園利用促進事業 93,757千円 【(31306) 森林文化および森林環境教育の振興】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8緑化対策費) 「三重県民の森」等の適切な維持管理を行うとともに、利用者のニーズにあわせたイベント等を開催し、利用増進を図ります。(「三重県民の森」、「三重県上野森林公園」の維持管理及び施設修繕8箇所)</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2627)</p>
<p>(新)16 森を育む人づくりサポート体制整備事業 10,812千円 【(31306) 森林文化および森林環境教育の振興】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8緑化対策費) 地域で実施される森林環境教育や森づくり活動を促進するため、指導者や技術者の育成を行うほか、活動支援の総合窓口としての「森づくりサポートセンター」の設置準備を進めます。(森林環境教育指導者育成講座6講座)</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2513)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>〈施策名：(314) 水産業の振興〉</p> <p>1 水産業・漁村振興計画推進事業【緊急課題解決7】 2, 129千円 【(31401) 水産業・漁村のマネジメント体制の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1水産業振興費) 地域自らが取り組む「地域水産業・漁村振興計画」について、新たな10地区の計画策定と平成25年度までに策定した地区での計画の実践やブラッシュアップを支援します。(地域水産業・漁村振興計画の実践・策定支援(実践支援23計画、策定支援10地区))</p> <p>2 外湾地区合併漁協早期自立支援事業 68, 243千円 【(31401) 水産業・漁村のマネジメント体制の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 2水産業協同組合指導費) 三重外湾漁業協同組合が、漁業者の生産基盤を支え、漁業・漁村の活性化に貢献できる経営基盤を早期に確立することを目的に、国・市町等と連携して支援を継続します。(利子補給・施設整備補助)</p> <p>3 漁業版就職支援事業 【緊急課題解決4】 1, 077千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11水産業経営対策費) 若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁協が取り組む人材育成や漁村への定着を実現する仕組みである漁師塾を、県と系統組織が支援し、拠点モデルの構築を行います。(1地区支援)</p> <p>4 資源管理体制・機能強化総合対策事業 9, 172千円 【基本事業名：31402 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5資源管理費) 水産資源の持続的利用を図るため、漁業者が計画的に資源管理に取り組める体制の構築及び支援を行います。(資源管理に必要なアワビ等の生態調査の実施)</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p> <p>水産経営課 (224-2582)</p> <p>水産経営課 (224-2582)</p> <p>水産資源課 (224-2522)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>(新) 5 新規漁業就業者定着支援事業 8,594千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11水産業経営対策費) 若者等の円滑な漁業就業と地域への定着を実現するため、技術や知識習得に必要な教材等の作成、就業時の経済的不安解消への対策を実施するとともに、多様な担い手の確保・育成に向けて、市町、漁連等関係機関による新たな協議会の設置・運営を支援します。(漁船・漁具リース事業補助2地区)</p>	<p>水産経営課 (224-2582)</p>
<p>(新) 6 海女漁業資源増大対策事業 14,595千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5資源管理費) 海女の漁業収入の安定化を目的として、資源減少が著しいアワビの放流種苗の大型化や赤ナマコの種苗生産を推進し、海女漁業資源の供給体制を強化します。(赤ナマコの生産目標数1万尾)</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>
<p>(新) 7 魅力あるみえの水産物輸出戦略構築事業 4,022千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1水産業振興費) 県産水産物の付加価値を向上させるために、海外市場調査の実施や輸出戦略を構築することにより水産物の輸出を促進します。(輸出開拓国2カ国)</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>
<p>(新) 8 みえの魚食普及推進事業 3,000千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11水産業経営対策費) 消費者の魚離れに歯止めをかけ、水産物の消費拡大を図るため、美容・健康・教育面などの視点を組み合わせた魚食普及活動を推進します。(魚食普及に向けた講演会の回数4回)</p>	<p>水産経営課 (224-2582)</p>
<p>9 三重の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業(モデル構築支援水産基盤整備) 【緊急課題解決7】 262,500千円 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1水産業振興費) 英虞湾の堆積汚泥を浚渫により除去し、海域環境を改善することにより、青ノリ、真珠等の品質向上を図ります。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>10 県営漁港施設機能強化事業【緊急課題解決1】419,000千円 (482,000千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 大規模地震や津波等の被害を受ける恐れがある漁村地域において、自然災害に対して十分な安全が確保されるよう、防波堤整備等漁港施設の機能強化を実施します。</p>	水産基盤整備課 (224-2598)
<p>11 県営水産物供給基盤機能保全事業 21,000千円 (105,000千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 既存の漁港施設における健全度を把握し、計画的な修繕及び工事を行うことにより、ライフサイクルコストの最小化を図るとともに、施設の長寿命化を図ります。</p>	水産基盤整備課 (224-2598)
<p>12 漁村基盤緊急修繕事業 20,612千円 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 緊急点検の結果、老朽化等により機能低下が著しい漁港施設において、緊急修繕を実施し、地域住民の安心・安全を確保します。</p>	水産基盤整備課 (224-2598)
<p>13 内水面域振興活動推進事業 4,862千円 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5資源管理費) 内水面漁業の振興を促進するため、内水面漁業協同組合等が行うアユの種苗法流、カワウ・外来魚の駆除対策を支援します。(対象河川21河川)</p>	水産資源課 (224-2522)
<p>14 海女漁業等環境基盤整備事業 376,500千円 (522,000千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 海女漁業等の沿岸漁業に重要なアワビ等根付資源の回復を図るため、藻場・干潟の再生・造成を行います。</p>	水産基盤整備課 (224-2598)

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>《政策名：危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～》</p> <p>〈施策名：（112）治山・治水・海岸保全の推進〉</p> <p>1 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業 425,783千円 (509,783千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【（11201）洪水防止対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費) 老朽化が進んでいる農業水利施設について、長寿命化を図る観点から、適切な予防保全対策を実施し、施設の機能保全を図ります。</p> <p>2 県単基幹水利施設緊急調査・補修事業 15,546千円 【（11201）洪水防止対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費) 都市部などの人家が集中している箇所、老朽化等により著しく機能が低下しているパイプライン等の農業用施設について、管の破裂などの事故を防止するために必要な調査を行なうとともに、事故発生時における補修等を緊急に行います。</p> <p>3 基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業 972,963千円 (1,054,338千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【（11201）洪水防止対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3農地防災事業費) 農業用ため池や基幹的農業水利施設は老朽化や機能低下が進んでおり、局地的な集中豪雨や台風時には農地や人家等に多大な浸水被害が起こることが想定されることから、施設の機能診断および改修、更新を行うことにより排水機能等の向上を図り、浸水被害を軽減し県民の安全を確保します。</p> <p>4 県営ため池等整備事業費 162,200千円 (273,610千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【（11201）洪水防止対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3農地防災事業費) 東日本大震災発生時に福島県内のため池が決壊し、多大な被害が生じたことを踏まえ、県内で大規模地震が発生した際に人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れのある農業用ため池や頭首工について、耐震性向上のための改修整備を行い、県民の生命・財産を守ります。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p> <p>農業基盤整備課 (224-2556)</p> <p>農業基盤整備課 (224-2556)</p> <p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>5 地すべり対策事業 63,000千円 (136,000千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(11202) 土砂災害対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3農地防災事業費) 地すべり防止区域において、台風や梅雨前線等による集中豪雨等に伴い発生する地すべり被害から農地や人家等を防護するため、危険性が高い地域から重点的に施設を整備し、県民の生命や財産を守ります。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>6 海岸保全施設整備事業 【緊急課題解決1】 78,750千円 【(11203) 海岸保全対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3農地防災事業費) 海岸堤防の大半は、部材の経年変化による施設の機能低下が進行しており、地震や台風など大規模自然災害による被害が懸念されることから、老朽化した堤防の改修など、海岸保全施設の整備を実施します。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>7 県営漁港海岸保全事業 【緊急課題解決1】 435,950千円 【(11203) 海岸保全対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 老朽化による施設の機能低下が進行している漁港海岸堤防等において、大規模地震発生による破損や津波による破堤被害の拡大が懸念されることから、海岸保全施設の耐震対策や堤防補強対策を実施します。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>
<p>8 漁港海岸防災・減災対策プログラム事業 【緊急課題解決1】 10,500千円 【(11203) 海岸保全対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 高潮や津波が河川を遡上することによる浸水被害から、漁村地域の安心・安全を確保するため水門を整備する町に対し支援します。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>
<p>9 治山事業 2,109,491千円 (2,335,491千円 ※H25年度2月補正含みベース) 【(11204) 治山対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 7治山費) 山地災害の復旧、山地災害危険地対策による山地災害の未然防止や良質な水の安定供給など県民生活の安全を確保するため、治山施設整備を進めるとともに水源地域などの保安林機能を向上させるための森林整備を行います。</p>	<p>治山林道課 (224-2575)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>10 県単治山事業 1,258,656千円 【(11204) 治山対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 7 治山費) 人家等に隣接し緊急度が高く、国庫補助事業の採択基準に満たない小規模な荒廃山地の復旧及び予防工事を実施するとともに、三重県地域防災計画に登載された山地災害危険地対策を実施します。</p>	<p>治山林道課 (224-2575)</p>
<p>11 治山施設災害復旧事業 31,500千円 【(11204) 治山対策の推進】 (第11款 災害復旧費 第1項 農林水産施設災害復旧費 2 林野災害復旧費) 平成26年に災害が発生した場合の復旧を行います。</p>	<p>治山林道課 (224-2575)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>(施策名：(113) 食の安全・安心の確保)</p> <p>(一部新) 1 食の安全・安心確保推進事業費 8, 133千円 【(11301) 食品の安全・安心の確保】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 1 農業総務費) 「食の安全・安心が確保された三重県」を実現するため、危機管理を強化した体制のもと、条例及び基本方針に基づく施策を総合的に推進するとともに、米トレーサビリティ法に基づく米穀等流通の監視・指導体制の強化や事業者のコンプライアンス意識の醸成などに取り組みます。(コンプライアンス研修会の開催、指導員及び推進員の新規配置等)</p> <p>2 農作物等適正管理推進事業 31, 957千円 【(11302) 農水産物の安全・安心の確保】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12 農業経営対策費) 病害虫の発生時期・発生量等の予測情報や防除技術の普及、新病害虫の感染拡大防止に取り組むとともに、堆肥などの活用による土づくりの促進、土壌の適正管理の推進、GAP手法の導入等への支援を行うことにより、安全・安心で環境にやさしい農業生産体制の構築を進めます。(GAP指導者育成研修会開催、新病害プラムボックスウィルス発生調査等)</p> <p>3 農産物生産資材等監視事業 1, 874千円 【(11302) 農水産物の安全・安心の確保】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12 農業経営対策費) 農業生産資材の適正な流通・使用を促進するため、農薬販売業者・使用者、肥料生産・販売業者への監視・指導を計画的に実施するとともに、農薬の適正使用を指導する農薬管理指導士の育成、研修会などを通じた農薬の安全使用に向けた意識啓発などを行います。(カドミウム吸収抑制イネ実施調査等)</p> <p>4 家畜衛生防疫事業 63, 542千円 【(11302) 農水産物の安全・安心の確保】 (第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 2 家畜保健衛生費) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止と、飼料、動物用医薬品等の適正使用を推進するため、定期巡回や立入検査等による監視指導を強化します。また、家畜衛生技術の指導により家畜の健康維持と生産性向上を図ります。(高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査等)</p>	<p>農産物安全課 (224-2543)</p> <p>農産物安全課 (224-2543)</p> <p>農産物安全課 (224-2543)</p> <p>畜産課 (224-2541)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>(新) 5 家畜衛生管理能力アップ事業 9,891千円 【(11302) 農水産物の安全・安心の確保】 (第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 2家畜保健衛生費) 畜産農家にとってリスクとなる疾病等の要因を低減させるため、採卵鶏農家及び養豚農家を対象とした農場HACCP認証制度手法に基づく衛生管理体制の導入を促進します。また、口蹄疫をはじめとする特定家畜疾病のまん延を防止するため、疾病の発生時に適切な対応がとれる初動防疫体制の構築に取り組みます。(防疫演習・講演会の開催、衛生指導等)</p>	<p>畜産課 (224-2541)</p>
<p>6 消費者に安心される養殖水産物の生産体制整備事業 1,117千円 【(11302) 農水産物の安全・安心の確保】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1水産業振興費) 水産物の安全・安心の確保を図るため、魚病診断や養殖衛生管理指導に加え、市町や水産関係団体等と連携した貝毒検査を実施します。(貝毒検査48回実施)</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>

2 平成25年度補正予算関係議案について

会計別総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の 予 算 額
一般会計	46,663,995	△1,252,944	45,411,051
農林水産業費	44,190,869	△547,865	43,643,004
災害復旧費	2,473,126	△705,079	1,768,047
特別会計	1,689,915	△81,937	1,607,978
就農施設等資金貸付事業等	309,453	541	309,994
地方卸売市場事業	171,401	△6,295	165,106
林業改善資金貸付事業	839,196	△76,114	763,082
沿岸漁業改善資金貸付事業	369,865	△69	369,796
合 計	48,353,910	△1,334,881	47,019,029

一般会計事業別総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予 算 額
一般会計	46,663,995	△1,252,944	45,411,051
非公共事業	20,889,718	△293,328	20,596,390
うち災害復旧事業	14,800	0	14,800
公共事業	25,774,277	△959,616	24,814,661
国補公共事業	13,265,341	40,571	13,305,912
直轄事業	7,408,745	△30,334	7,378,411
県単公共事業	2,272,091	0	2,272,091
受託公共事業	369,774	△264,774	105,000
災害復旧事業	2,458,326	△705,079	1,753,247

平成25年度三重県一般会計補正予算（第8号）主要補正項目一覧表
（補正額1千万円以上の事業）

非公共事業

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
農業費	総務費 農業	農政総務費（人件費）	6,787,993	△12,501	6,775,492	人件費の精査等による減額
	振興費 農業	みえフードイノベーション運営事業費	25,921	△12,854	13,067	事業費の精査による減額
	担い手 対策費 農業	農業大学校運営事業費	83,144	△20,423	62,721	改修工事の入札差金等に伴う減額
		新規就農者総合支援事業費	221,942	△59,970	161,972	事業費の精査による減額
	対策費 農作物	三重の水田農業構造改革総合対策事業費	262,442	△22,060	240,382	事業費の精査による減額
	対策費 農業経営	獣害につよい地域づくり推進事業費	478,190	△20,110	458,080	入札差金等に伴う減額
	経営 育成費 農業	農業経営基盤強化促進事業費	43,360	17,420	60,780	国庫補助金の追加配分による増額
		農用地利用集積特別対策事業費	112,500	△30,857	81,643	事業費の精査による減額
	研究費 農業試験	農業研究施設機器整備費	65,074	△13,090	51,984	耐震補強工事の入札差金等に伴う減額
畜産業費	振興費 畜産	大家畜生産振興対策事業費	33,682	△30,000	3,682	事業費の精査による減額
農地費	調整費 農地	農業委員会交付金及び補助金	117,741	△24,480	93,261	事業費の精査による減額
林業費	対策費 緑化	みえ森と緑の県民税基金積立金	53,509	△11,435	42,074	事業費の精査による減額
	総務費 森林	森林総務管理費（人件費）	1,148,305	13,480	1,161,785	人件費の精査等による増額
水産業費	振興費 水産業	水産業・漁村振興計画推進事業費	18,070	△12,025	6,045	事業費の精査による減額

平成25年度三重県一般会計補正予算（第8号）主要補正項目一覧表
（補正額1千万円以上の事業）

公共事業

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要	
農地費	農地 総務費	農地総務費（換地清算金）	264,774	△ 264,774	0	換地清算金の減額 四日市市	
		土地改良費	県営かんがい排水事業費	780,150	66,527	846,677	国内示額の増による増額 伊勢市 外3市町
	高度水利機能確保基盤整備事業費		2,367,006	16,148	2,383,154	国内示額の増による増額 鈴鹿市 外6市町	
	県営水環境整備事業費		129,150	△ 31,500	97,650	事業精査による減額 津市 外3市町	
	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業費		19,365	△ 14,819	4,546	事業精査による減額 県内全域	
	農地防災事業費	地震対策ため池緊急整備事業費	296,480	△ 16,485	279,995	入札差金による減額 桑名市、津市、多気町	
		基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業費	592,295	△ 15,611	576,684	入札差金による減額 桑名市 外13市町	
	振興費	農村	団体営農業集落排水整備支援事業費	181,096	20,442	201,538	支援事業補助金の増による増額 明和町
	推進費等	国営等	国営等関連対策事業費（国営等事業負担金）	7,408,745	△ 30,334	7,378,411	国営中勢用水事業負担金の減などによる減額
	林業費	森林 総務費	環境林整備事業費	30,776	23,119	53,895	国内示額の増による増額 尾鷲市 外6市町
水産業費	水産 基盤整備費	市町営農山漁村地域整備事業費（水産基盤整備）	279,700	△ 15,797	263,903	入札差金による減額 津市、南伊勢町、明和町	
		県営漁港施設機能強化事業費	962,700	41,671	1,004,371	国内示額の増による増額 鳥羽市	
農林水産施設災害復旧費	耕地 災害復旧費	団体営災害耕地復旧事業費（平成23年災）	481,598	△ 289,182	192,416	事業完了精査による減額 熊野市 外4市町	
		団体営災害耕地復旧事業費（平成25年災）	359,096	△ 236,539	122,557	災害査定による減額 伊賀市 外10市町	
	漁港 災害復旧費	県営漁港施設等災害復旧事業費（平成25年災）	89,250	△ 89,250	0	漁港施設等災害が発生しなかったことによる減額	
		海岸 災害復旧費	県営海岸保全施設等災害復旧事業費（平成25年災）	85,710	△ 85,710	0	海岸施設等災害が発生しなかったことによる減額

補正項目一覧表【特別会計】

特別会計

(単位：千円)

平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)						
項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
就農施設等資金貸付事業費	奨励貸付事業費	農業改良資金償還管理事業費	25,891	△81	25,810	委託料の入札差金に伴う減額
	予備費	予備費	68,038	622	68,660	諸収入等の増による増額
平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)						
項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
地方卸売市場事業費	総務管理費	一般運営事務費	1,083	△273	810	報酬、旅費等の減による減額
		県有資産所在市町村交付金・消費税	19,166	△1	19,165	公課費の減による減額
		市場施設維持管理費	56,508	△6,021	50,487	改修工事の入札差金に伴う減額
平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)						
項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
林業改善資金貸付事業費	高度木材産業等貸付事業費	木材産業等高度化推進資金貸付事業費	329,249	△1,243	328,006	預託額の確定に伴う貸付金の減額
	予備費	予備費	442,869	△74,871	367,998	貸付金への充当による減額
平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)						
項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
貸付事業費	沿岸漁業改善資金	予備費	300,693	△69	300,624	預金利子の減による減額

債務負担行為（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額	備 考
三重県民の森の指定管理に係る協定	平成 26 年度～ 平成 27 年度	1,302	消費税率引き上げに伴う 指定管理料増加分
三重県上野森林公園の指定管理に係る協定	平成 26 年度～ 平成 27 年度	1,380	消費税率引き上げに伴う 指定管理料増加分
漁獲管理情報処理におけるシステムのリース契約	平成 26 年度～ 平成 28 年度	18	消費税率引き上げに伴う 賃借料増加分

繰越明許費

（単位：千円）

科 目	補正前の額 (A)	今回追加・変更 を行う額 (B)	補正後の額 (A) + (B)
一般会計	4,155,236	7,949,832	12,105,068
農林水産業費	4,155,236	6,924,893	11,080,129
農地費	1,546,160	2,157,556	3,703,716
林業費	1,199,176	4,367,977	5,567,153
水産業費	1,409,900	399,360	1,809,260
災害復旧費	0	1,024,939	1,024,939
農林水産施設災害復旧費	0	1,010,139	1,010,139
自然公園等施設災害復旧費	0	14,800	14,800

(議案補充説明)

3 条例改正について

議案	改正概要	施行日
<p>議案第43号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案 (農林水産部関係)</p>	<p>消費税法等の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の額の改定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許更新申請手数料 2,800円⇒2,900円 	<p>平成26年4月1日</p>
<p>議案第45号 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現行の検査試薬又は検査キットの製造中止により、試薬種類等を変更したことに伴う手数料の額の改定。 <ul style="list-style-type: none"> ・赤血球凝集抑制反応による検査 300円⇒400円 ・酵素免疫測定法による検査 1,570円⇒1,600円 2 消費税法等の一部改正に伴う手数料の額の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・PCR法による遺伝子学的検査 3,050円⇒3,100円 3 ワクチン薬の価格の上昇に伴う手数料の額の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・アカバネ病予防注射 1,470円⇒1,870円 ・牛異常産三種混合予防注射 2,000円⇒2,150円 4 ワクチンの製造中止に伴う手数料の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・牛三種混合予防注射 5 三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、延滞金の徴収に関して、同条例の定めるところによる旨の規定の整備。 	<p>平成26年4月1日</p>

<p>議案第53号 三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、延滞金の徴収に関して、同条例の定めるところによる旨の規定の整備。</p>	<p>平成26年4月1日</p>
<p>議案第70号 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案</p>	<p>1 消費税法等の一部改正に伴う卸売金額等の算定に用いる率の改定。 <ul style="list-style-type: none"> ・卸売金額（第53条第3項）、仕切り及び送金（第55条）、買受代金（第57条第1項） (5/100⇒8/100) ・利用料金（第66条第1項）の算定に用いる率の改定 (105/100⇒108/100) </p> <p>2 三重県暴力団排除条例に基づく暴力団等に対する利益供与禁止を明確にする規定の整備。</p> <p>3 三重県地方卸売市場が過去に取得していた土地の面積の条例への反映。 (14万4,401㎡ ⇒ 14万4,448㎡)</p>	<p>平成26年4月1日</p>
<p>議案第71号 三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案</p>	<p>1 消費税法等の一部改正に伴う漁港施設利用料等の額の改定。 <ul style="list-style-type: none"> ・けい留施設利用料 ・土砂採取料 ※改定額は、P46参照</p> <p>2 三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、延滞金の徴収に関して、同条例の定めるところによる旨の規定の整備。</p>	<p>平成26年4月1日</p>

漁港施設利用料等の額の改定（改定前・改定後比較）

1 けい留施設利用料

施設の種類	利用料等の額	
	改定前	改定後
県内に船籍を有しない漁船（避難等のために入港した船を除く。）	総トン数1トン当たり 1日につき5円25銭	総トン数1トン当たり 1日につき5円40銭
漁船以外の船	総トン数1トン当たり 1日につき10円50銭	総トン数1トン当たり 1日につき10円80銭

2 土砂採取料

種別	単位	金額	
		改定前	改定後
土砂	1立方メートルにつき	210円	216円
砂	1立方メートルにつき	210円	216円
砂利	1立方メートルにつき	210円	216円
かき込み砂利	1立方メートルにつき	210円	216円
栗石及び玉石	径8cm以上20cm未満のもの 1立方メートルにつき	210円	216円
野面石	控長20cm以上30cm未満のもの 1個につき	63円	64円
	控長30cm以上40cm未満のもの 1個につき	84円	86円
	控長40cm以上60cm未満のもの 1個につき	147円	151円
転石 (割石を含む。)		2,100円	2,160円

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第一条関係）（農林水産部関係 抜粋）

改正案

現

行

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)
七 百八十	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	二千九百円

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)
七 百八十	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	二千八百円

○三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

(他の条例との関係)

第四条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

別表第二(第二条関係)

別表第二(第二条関係)

区分	手数料の額
一 検査	
イ (略)	(略)
ロ 赤血球凝集抑制反応による検査	一頭につき 四〇〇円
ハ ホ (略)	(略)
ヘ 酵素免疫測定法による検査	一件につき 一、六〇〇円
ト (略)	(略)
チ PCR法による遺伝子学的検査	一件につき 三、一〇〇円
リ (略)	(略)
二 予防注射	
イ・ロ (略)	(略)
ハ アカバネ病	一回につき 一、八七〇円
ニ 削除	削除
ホ・ハ (略)	(略)
ト 牛異常産三種混合	不活化ウイルスによる予防液を使用する場合 一回につき 二、一五〇円
チ (略)	(略)
三 五 (略)	(略)

区分	手数料の額
一 検査	
イ (略)	(略)
ロ 赤血球凝集抑制反応による検査	一頭につき 三〇〇円
ハ ホ (略)	(略)
ヘ 酵素免疫測定法による検査	一件につき 一、五七〇円
ト (略)	(略)
チ PCR法による遺伝子学的検査	一件につき 三、〇五〇円
リ (略)	(略)
二 予防注射	
イ・ロ (略)	(略)
ハ アカバネ病	一回につき 一、四七〇円
ニ 牛三種混合	生ウイルスによる予防液を使用する場合 一回につき 一、四〇〇円
ホ・ハ (略)	(略)
ト 牛異常産三種混合	不活化ウイルスによる予防液を使用する場合 一回につき 二、〇〇〇円
チ (略)	(略)
三 五 (略)	(略)

○三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(延滞金)</p> <p>第六条 負担金等及び特別徴収金等に係る延滞金については、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）の定めるところによる。</p>	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第六条 知事は、負担金等又は特別徴収金等をその指定する納期限までに納付しない者があるときは、その者から延滞金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の延滞金の額は、同項の負担金等又は特別徴収金等の納期限の翌日から納付の日の前日までの期間の日数に応じ、当該負担金等又は特別徴収金等の額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。</p>

○三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(地方卸売市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第二条 地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次第二条のとおりとする。</p> <p>名称 三重県地方卸売市場</p> <p>位置 松阪市小津町八百番地</p> <p>面積 十四万四千四百四十八平方メートル</p> <p>(知事による管理)</p> <p>第十二条 (略)</p>	<p>(地方卸売市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第二条 地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次第二条のとおりとする。</p> <p>名称 三重県地方卸売市場</p> <p>位置 松阪市小津町八百番地</p> <p>面積 十四万四千四百一平方メートル</p> <p>(知事による管理)</p> <p>第十二条 (略)</p>
<p>3 第十七条から第二十一条まで、第二十六条、第二十七条、第三十六条、第三十七条、第六十条、第六十六条及び別表の規定は、前項の規定による保証金及び使用料の徴収について準用する。この場合において、第二十条第一項、第二十七条第一項、第三十七条第一項、第六十条第六項、第六十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第三十六条第一項、第六十条第一項から第四項まで並びに第六十六条第一項、第三項及び第四項の規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。</p> <p>(仲卸業務の承認)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定管理者は、第一項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>一 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。</p> <p>三 市場の仲卸しの業務の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。</p>	<p>3 第十七条から第二十一条まで、第二十六条、第二十七条、第三十六条、第三十七条、第六十条、第六十六条及び別表の規定は、前項の規定による保証金及び使用料の徴収について準用する。この場合において、第二十条第一項、第二十七条第一項、第三十七条第一項、第六十条第五項、第六十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第三十六条第一項、第六十条第一項から第三項まで並びに第六十六条第一項、第三項及び第四項の規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。</p> <p>(仲卸業務の承認)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定管理者は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>二 申請者が禁錮(こ)以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。</p> <p>三 申請者が市場の仲卸しの業務の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。</p>

四 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

五 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

六 法人であつて、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。

七 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

八 事業活動について暴力団員等により支配を受けられているものと認められるとき。

九 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有していない者であるとき。

5 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第一項の承認をすることによつて仲卸業者の数が前条に定める数を超えることとなるときは、これを承認してはならない。

（仲卸業務の承認の取消し）

第二十八条 指定管理者は、仲卸業者が第二十五条第四項第一号、第二号若しくは第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

2 3 4 （略）

（仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による承継）

第二十九条 （略）

2 3 （略）

4 第二十五条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。この場合において、同条第四項（第六号を除く。）中「第一項の承認の申請をした者」とあるのは「第二十九条第一項又は第二項の承認の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸し

四 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

五 申請者が法人であつて、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。

六 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有していない者であるとき。

七 当該承認をすることによつて仲卸業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。

（仲卸業務の承認の取消し）

第二十八条 指定管理者は、仲卸業者が第二十五条第四項第一号、第二号、第四号若しくは第五号のいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

2 3 4 （略）

（仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による承継）

第二十九条 （略）

2 3 （略）

4 第二十五条第四項の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。この場合において、同条第四項（第五号を除く。）中「第一項の承認の申請」とあるのは「第二十九条第一項又は第二項の承認の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により

の業務を承継する法人」と、同項第六号中「法人であつて」とあるのは「その申請に係る法人である譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人にあつては」と読み替えるものとする。

(売買参加者の承認)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 指定管理者は、第一項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

一〜四 (略)

五 暴力団員等であるとき(法人にあつては、その業務を執行する役員のうちいずれかが暴力団員等であるとき)。

六 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

七 事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められるとき。

(売買参加者の承認の取消し)

第三十三条 指定管理者は、売買参加者が第三十一条第四項第一号、第三号若しくは第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(承認の基準)

第三十五条 指定管理者は、前条第二項の承認の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同条第一項の承認をすることができる。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二〜三 (略)

四 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

五 暴力団員等であるとき(法人にあつては、その業務を執行する役員のうちいずれかが暴力団員等であるとき)。

六 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその

市場における仲卸しの業務を承継する法人」と、同項第五号中「申請者が法人であつて」とあるのは「その申請に係る法人である譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人にあつては」と読み替えるものとする。

(売買参加者の承認)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 指定管理者は、第一項の承認の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

一〜四 (略)

(売買参加者の承認の取消し)

第三十三条 指定管理者は、売買参加者が第三十一条第四項第一号又は第三号に該当することとなつたとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(承認の基準)

第三十五条 指定管理者は、前条第二項の承認の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同条第一項の承認をすることができる。

一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

二〜三 (略)

四 申請者が業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

業務の補助者として使用しているとき。

七 事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められるとき。

(承認の取消し等)

第三十九条 指定管理者は、関連事業者が第三十五条第一号、第二号若しくは第五号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき又は業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 (略)

(買出人の登録)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 指定管理者は、第一項の登録の届出者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の登録をするものとする。

一・二 (略)

三 暴力団員等であるとき(法人にあつては、その業務を執行する役員のうちいずれかが暴力団員等であるとき。)

四 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

五 事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められるとき。

5〜7 (略)

(買出人の取消し)

第四十二条 指定管理者は、買出人が第四十条第四項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなったとき又は販売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(卸売予定数量等の報告)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の数量及び卸売金額(単価に数量を乗じて得た金額にその百分の八に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。)を指定管理者に報告しなければならない。

(仕切り及び送金)

第五十五条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたと

(承認の取消し等)

第三十九条 指定管理者は、関連事業者が第三十五条第一号若しくは第二号に該当することとなったとき又は業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 (略)

(買出人の登録)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 指定管理者は、第一項の登録の届出者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の登録をするものとする。

一・二 (略)

5〜7 (略)

(買出人の取消し)

第四十二条 指定管理者は、買出人が販売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(卸売予定数量等の報告)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の数量及び卸売金額(単価に数量を乗じて得た金額にその百分の五に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。)を指定管理者に報告しなければならない。

(仕切り及び送金)

第五十五条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたと

きは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額、当該合計額の百分の八に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により、第五十八条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の百分の八に相当する金額）、控除すべき第五十六条第一項に規定する委託手数料の率により算出された委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金の額を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。

（買受代金の即時支払義務）

第五十七条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者が買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその百分の八に当たる額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 (略)

（市場施設の利用許可）

第六十条 (略)

2 (略)

3 指定管理者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。第六十二条第三号において同じ。）の利益になると認めるときは、第一項又は前項の許可を与えないことができる。

4 第二項の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を指定管理者に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために利用する場合その他特別の理由がある場合で指定管理者が認めるときは、この限りでない。

5 第二項の許可を受けた者で前項の保証金を預託しなければならぬ者は、当該保証金を預託した後でなければ市場施設の利用を開始してはならない。

6 第四項の保証金は現金とし、その額は、第六十

きは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額、当該合計額の百分の五に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により、第五十八条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の百分の五に相当する金額）、控除すべき第五十六条第一項に規定する委託手数料の率により算出された委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金の額を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。

（買受代金の即時支払義務）

第五十七条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者が買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその百分の五に当たる額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 (略)

（市場施設の利用許可）

第六十条 (略)

2 (略)

3 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して一月以内に保証金を指定管理者に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために利用する場合その他特別の理由がある場合で指定管理者が認めるときは、この限りでない。

4 第二項の許可を受けた者で前項の保証金を預託しなければならぬ者は、当該保証金を預託した後でなければ市場施設の利用を開始してはならない。

5 第三項の保証金は現金とし、その額は、第六十

<p>六条第一項の規定に基づき定める利用料金の月額 の六倍に相当する額の範囲内において規則で定め る。</p> <p>7 第十九条から第二十一条までの規定は、第四項 の保証金について準用する。 (許可の取消しその他の規制)</p> <p>第六十三条 指定管理者は、次に掲げる場合には、 施設利用者に対し、市場施設の利用の許可の全部 若しくは一部を取り消し、又は利用の制限若しく は停止その他必要な措置を命じることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 暴力団の利益になると認めるとき。</p> <p>四 その他市場の管理上指定管理者が必要と認めた とき。</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第六十六条 指定管理者は、市場施設の利用料金を 月単位で自己の収入として收受するものとし、そ の額は、別表の金額に百分の百八を乗じて得た金 額(卸売業者市場利用料金及び仲卸業者市場利用 料金にあつては、同表の金額)の範囲内で知事の 承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>六条第一項の規定に基づき定める利用料金の月額 の六倍に相当する額の範囲内において規則で定め る。</p> <p>6 第十九条から第二十一条までの規定は、第三項 の保証金について準用する。 (許可の取消しその他の規制)</p> <p>第六十三条 指定管理者は、次に掲げる場合には、 施設利用者に対し、市場施設の利用の許可の全部 若しくは一部を取り消し、又は利用の制限若しく は停止その他必要な措置を命じることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その他市場の管理上指定管理者が必要と認めた とき。</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第六十六条 指定管理者は、市場施設の利用料金を 月単位で自己の収入として收受するものとし、そ の額は、別表の金額に百分の百五を乗じて得た金 額(卸売業者市場利用料金及び仲卸業者市場利用 料金にあつては、同表の金額)の範囲内で知事の 承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 5 (略)</p>
---	---

改正案

現行

(他の条例との関係)

第二十条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(規則への委任)

第二十一条 (略)

別表第一(第十四条関係)

利用料等の種類	施設の種類の種類	利用料等の額
(略)	(略)	(略)
利用料	留け	
施設	い	
漁船以外の船	県内に船籍を有しない漁船(避難等のために入港した船を除く。)	総トン数一トン当たり一日につき 五円四〇銭
き	き	き
一〇円八〇銭		

備考 1・2 (略)

別表第二(第十四条の二関係)

種別	単位	金額
土砂採取料		
土砂	一立方メートルにつき	二一六円
砂	一立方メートルにつき	二一六円
砂利	一立方メートルにつき	二一六円
かき込み砂利	一立方メートルにつき	二一六円
栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの一立方メートルにつき	二一六円

(規則への委任)

第二十条 (略)

別表第一(第十四条関係)

利用料等の種類	施設の種類の種類	利用料等の額
(略)	(略)	(略)
利用料	留け	
施設	い	
漁船以外の船	県内に船籍を有しない漁船(避難等のために入港した船を除く。)	総トン数一トン当たり一日につき 五円二五銭
き	き	き
一〇円五〇銭		

備考 1・2 (略)

別表第二(第十四条の二関係)

種別	単位	金額
土砂採取料		
土砂	一立方メートルにつき	二一〇円
砂	一立方メートルにつき	二一〇円
砂利	一立方メートルにつき	二一〇円
かき込み砂利	一立方メートルにつき	二一〇円
栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの一立方メートルにつき	二一〇円

野 面 石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六四円
	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八六円
	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一五二円
	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	二、一六〇円

備考 1、3 (略)
二 占用料

種 別 (略)	単 位 (略)	年額 占用料 (略)
---------------	---------------	------------------

備考

1・2 (略)

3 占用の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に百分の百八を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、占用の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

4 (略)

野 面 石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六三円
	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八四円
	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一四七円
	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	二、一〇〇円

備考 1、3 (略)
二 占用料

種 別 (略)	単 位 (略)	年額 占用料 (略)
---------------	---------------	------------------

備考

1・2 (略)

3 占用の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、占用の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

4 (略)

農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

平成26年度において県の行う農林水産関係建設事業に要する経費に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、市町負担金を次のとおり徴収するものとする。

平成26年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

事業名	区分	市町名	負担率
県営かんがい排水事業	一般型	多気町 玉城町	工事費の100分の15
		伊勢市	(幹線に係るもの) 工事費の100分の15 (支線に係るもの) 工事費の100分の8.333
		伊賀市	工事費の100分の12.5
		大紀町	工事費の100分の20
基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）	東員町	工事費の100分の20

		いなべ市 東員町	工事費の 100 分の 8.325
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）（中山間地域等）	多気町	工事費の 100 分の 14
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（予算補助）	いなべ市 東員町 菟野町 津市	工事費の 100 分の 25
畑地帯総合農地整備事業	担い手支援型	熊野市	（農業用用水施設の配水施設に係る工事請負費及び農作業準備休憩施設に係る工事請負費） 工事費の 100 分の 11.25 （農業用用水施設及び農作業準備休憩施設に係る上記以外のもの） 工事費の 100 分の 22.5 （農業用排水施設及び農道に係るもの） 工事費の 100 分の 22.5
高度水利機能確保基盤整備事業	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型	鈴鹿市	（鈴鹿川沿岸 5 期地区及び鈴鹿川沿岸 6 期地区） 工事費の 100 分の 19 （稲生地区） 工事費の 100 分の 11.25

	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型（中山間地域等）	津市	工事費の100分の10
		松阪市 多気町	工事費の100分の12.25
		明和町	(幹線用水路の場合) 工事費の100分の10 (支線用水路の場合) <有田地区> 工事費の100分の3.5 <齋宮地区> 工事費の100分の8.75 (暗渠の場合) 工事費の100分の8.75 (農道の場合) 工事費の100分の17.5
		伊勢市	(幹線用水路の場合) 工事費の100分の10 (支線用水路の場合) <有田地区> 工事費の100分の3.5 <小俣地区及び宮川左岸地区> 工事費の100分の3.15 (農道の場合) 工事費の100分の17.5

		玉城町	(幹線用水路の場合) 工事費の 100 分の 10 (支線用水路の場合) 工事費の 100 分の 3.5 (農道の場合) 工事費の 100 分の 17.5
	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型 営農環境整備事業（中山間地域等）	松阪市	工事費の 100 分の 17.5
県営ため池等整備事業	防災ダム事業（地震対策ため池防災工事）	津市	工事費の 100 分の 15
	ため池等整備事業（一般型）	津市	工事費の 100 分の 4
		松阪市	工事費の 100 分の 14
		多気町	工事費の 100 分の 10
		桑名市	工事費の 100 分の 20

	用排水施設整備	多気町	工事費の100分の10.5
	農業用河川工作物応急対策（大規模）	いなべ市 東員町 津市 多気町 伊賀市	工事費の100分の8
基幹土地改良施設防災機能拡充保 全事業	湛水防除事業（ゼロメートル地帯）	桑名市 木曾岬町	工事費の100分の15
	湛水防除事業	志摩市	工事費の100分の10
	基幹農業水利施設ストックマネジメン ト事業（法律補助）	津市	工事費の100分の25
	基幹農業水利施設ストックマネジメン ト事業（予算補助）	菰野町 津市	工事費の100分の25
県営中山間地域総合整備事業	一般型（農業生産基盤整備）	大台町	工事費の100分の10

		志摩市 紀宝町	工事費の 100 分の 15
		熊野市	(ほ場整備に係る工事請負費及び換地費) 工事費の 100 分の 10 (農地保全施設に係る工事請負費) 工事費の 100 分の 7.5 (ほ場整備及び農地保全施設に係る上記以外のもの) 工事費の 100 分の 15 (農業用用水・排水施設、農道及び農地防災に係るもの) 工事費の 100 分の 15
		御浜町	(農業用排水施設、農道及び農地防災に係るもの) 工事費の 100 分の 15
	広域連携型 (農業生産基盤整備)	尾鷲市 紀北町	工事費の 100 分の 15
	一般型 (農村生活環境整備)	大台町 志摩市 熊野市 御浜町 紀宝町	工事費の 100 分の 15

	広域連携型（農村生活環境整備）	尾鷲市 紀北町	工事費の 100 分の 15
基幹農道整備事業		伊賀市	工事費の 30 分の 7
	農道保全対策事業	玉城町	工事費の 30 分の 7
広域農道整備事業		松阪市 多気町	工事費の 100 分の 15
	農道保全対策事業	名張市 伊賀市	工事費の 100 分の 15
県営農村振興総合整備事業	農業生産基盤整備	名張市 伊賀市	工事費の 100 分の 25
	農村生活環境整備	名張市 伊賀市	工事費の 100 分の 25

県営水環境整備事業	地域用水環境整備事業	木曾岬町 津市 明和町 玉城町	工事費の 100 分の 25
農村地域自然エネルギー活用推進事業	地域用水環境整備事業	津市	工事費の 100 分の 25
農業用施設アスベスト対策事業		松阪市	工事費の 100 分の 7
		伊勢市 玉城町	工事費の 100 分の 5
林道事業	森林基幹道（県営）	津市	工事費の 100 分の 17.5
県営漁港関連道路事業	離島	鳥羽市	工事費の 100 分の 12.5
広域漁場整備事業	地先型	大紀町	工事費の 100 分の 20
備考	過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 14 条第 1 項、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 11 条第 1 項及び半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 11 条第 1 項の規定により県の行う事業については、この表の規定にかかわらず、負担金を徴収しない。		

提案理由

農林水産関係建設事業に対する市町の負担については、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

損害賠償の額の決定及び和解について

職員の過失に起因して発生した事故について、損害賠償の額を次のとおり決定し、これに伴う和解をする。

平成26年2月17日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | |
|---------------------|--|
| 1 損害賠償の義務の発生原因となる事実 | 平成25年11月21日、県営かんがい排水事業に係る地上権設定のため、土地所有者が経営する歯科医院を職員が訪問した際、院内のX線照射切替機に体が接触し、操作用の鍵を破損した。 |
| 2 損害賠償の相手方 | 住 所 三重県伊勢市御園町469番地36
氏 名 森 輝 道 |
| 3 損害賠償の額 | 52,500円 |

提案理由

損害賠償の額の決定及び和解については、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

平成25年度において県の行う農林水産関係建設事業に要する経費に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、市町負担の金額を次のとおり定めるものとする。

平成26年2月28日提出

三重県知事 鈴木英敬

事業名	区分	市町名	負担額
県営かんがい排水事業	一般型	多気町	31,267,500
		明和町	1,395
		玉城町	6,232,500
		伊勢市	77,098,605
		伊賀市	4,750,000
基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）	いなべ市	8,609,000
		東員町	2,380,000
		多気町	14,140,000
		玉城町	3,800,000
畑地帯総合農地整備事業	担い手支援型	熊野市	15,750,000
高度水利機能確保基盤整備事業	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型	鈴鹿市	111,300,000
		津市	19,440,000

円

	一般型、農業生産法人等育成型、 面的集積型（中山間地域等）	松阪市 多気町 明和町 伊勢市 玉城町	16,415,000 6,370,000 31,449,760 21,043,535 10,326,151
	一般型、農業生産法人等育成型 面的集積型 営農環境整備事業（中山間地域等）	松阪市	8,050,000
地震対策ため池緊急整備事業	防災ダム事業（地震対策ため池防災）	津市	7,950,000
	ため池等整備事業（一般型）	津市 松阪市 多気町 桑名市 紀宝町	322,000 14,084,000 2,100,000 16,000,000 2,000,000
県営ため池等整備事業	用排水施設整備	伊勢市	10,350,000
	農業用河川工作物応急対策	いなべ市 東員町 津市 多気町	2,723,000 1,178,000 480,000 9,182,000

基幹土地改良施設防災機能拡充保 全事業	湛水防除事業（ゼロメートル地帯）	桑名市 木曾岬町	22,723,000 3,000,000
	湛水防除事業	明和町 志摩市	1,268,000 4,750,000
	基幹農業水利施設ストックマネジメ ント事業（法律補助）	津市 名張市 伊賀市	10,000,000 81,000 294,000
	基幹農業水利施設ストックマネジメ ント事業（予算補助）	菟野町	10,400,000
県営中山間地域総合整備事業	一般型（農業生産基盤整備）	大台町 志摩市 熊野市 御浜町 紀宝町	9,848,000 3,600,000 29,265,000 4,530,000 20,203,044
	広域連携型（農業生産基盤整備）	尾鷲市	3,000,000

	一般型（農村生活環境整備）	大台町 志摩市 熊野市 御浜町 紀宝町	227, 000 2, 400, 000 12, 585, 000 7, 965, 000 1, 546, 956
基幹農道整備事業		伊賀市 熊野市	21, 000, 000 6, 533, 000
	農道保全対策事業	玉城町 度会町	6, 061, 000 355, 000
広域農道整備事業		津市 松阪市 多気町 明和町	872, 000 1, 422, 000 21, 795, 000 2, 160, 000
	農道保全対策事業	名張市 伊賀市	7, 500, 000 7, 500, 000
県営農村振興総合整備事業	農業生産基盤整備	伊賀市	10, 000, 000

県営水環境整備事業	地域用水環境整備事業	桑名市 木曾岬町 津市 明和町 玉城町	5,500,000 9,250,000 6,000,000 300,000 2,200,000
農村地域自然エネルギー活用推進事業	地域用水環境整備	津市	8,581,000
農業用施設アスベスト対策事業		松阪市	6,172,600
県営漁港関連道路事業	離島	鳥羽市	12,500,000
広域漁場整備事業	地先型	大紀町	7,600,000
備考	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項、山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項及び半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定により県の行う事業については、この表の規定にかかわらず、負担金を徴収しない。 事業費に減少が生じた場合は、負担割合に応じて負担の金額を減ずることができる。		

提案理由

農林水産関係建設事業に対する市町の負担については、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

